

北庄内合併協議会 第1回第4小委員会

日 時：平成16年11月27日(土)協議会終了後
場 所：平田町農村環境改善センター 多目的ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 正副委員長の選出
- 3 あいさつ
- 4 協 議
 - (1) 協議第 8号 協定項目7
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
 - (2) 協議第29号 協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて
 - (3) 協議第30号 協定項目24-(14) 生活排水関係事業の取扱いについて
 - (4) 協議第31号 協定項目24-(15) 建設関係事業の取扱いについて
 - (5) 協議第43号 協定項目24-(13) 水道関係事業の取扱いについて
- 5 その他
- 6 閉 会

協議第 8 号

協定項目 7

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

- (1) 新市に 1 つの農業委員会を置く。
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 市 3 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から 2 か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (3) 農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30 人とする。
- (4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。
 - 酒田市の区域は、5 選挙区で定数 19 人とする。
 - 八幡町の区域は、1 選挙区で定数 4 人とする。
 - 松山町の区域は、1 選挙区で定数 3 人とする。
 - 平田町の区域は、1 選挙区で定数 4 人とする。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

所管部会・分科会 農林水産部会 農業委員会分科会

庄内北部地域農業委員会等の現況

		酒田市	八幡町	松山町	平田町	1市3町合計		
人口		101,311人	7,395人	5,676人	7,232人	121,614人		
行政面積		175.84 km ²	204.76 km ²	42.92 km ²	179.22 km ²	602.74 km ²		
世帯数		33,771戸	1,940戸	1,439戸	1,936戸	39,086戸		
農家数[基準農業者数]		3,098戸	642戸	515戸	741戸	4,996戸		
農業就業人口		5,117人	782人	561人	833人	7,293人		
農地面積		8,132ha	1,225ha	988ha	1,301ha	11,646ha		
うち田の面積		7,125ha	1,123ha	892ha	1,231ha	10,371ha		
選挙人名簿登録者数(H16.1.1現在)		6,214人	2,093人	2,059人	1,959人	12,325人		
60日以上農業従事者数		4,864人	659人	384人	627人	6,534人		
選挙による委員の定数基準		30人以下	20人以下	20人以下	20人以下	30人以下		
選挙による委員の条例定数		25人	13人	10人	15人	63人		
委員数	選挙による委員数		25人	13人	6人	15人	59人	
	農委法第12条(選任委員)	1号委員	農協推薦	2人	1人	1人	1人	5人
		2号委員	議会推薦	1人	1人	1人	1人	4人
	合計		31人	17人	9人	18人	75人	
選挙区		5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	8選挙区		
任期		平成16年3月26日から 平成19年3月25日まで	平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	平成16年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成15年7月20日から 平成18年7月19日まで			
報酬額	会長		99,000円(月額)	303,000円(年額)	300,000円(年額)	301,000円(年額)		
	会長職務代理者		50,000円(月額)	253,000円(年額)	248,000円(年額)	260,000円(年額)		
	部会長		48,000円(月額)	-	-	-		
	部会長職務代理者		43,000円(月額)	-	-	-		
	委員		40,000円(月額)	245,000円(年額)	245,000円(年額)	245,000円(年額)		

人口及び世帯数は、平成12年国勢調査による。農家数、農業就業人口、農地面積及び60日以上農業従事者数は、2000年世界農林業センサスによる。委員数は、平成16年6月1日現在の委員数。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

新市の農業委員会の委員の定数及び任期の選択肢

所管部会・分科会 農林水産部会 農業委員会分科会

区 分		選挙による委員の取扱い				選任による委員の取扱い	備 考	
		選任方法	定 数	任 期	根拠法令			
合併市町の区域に1つの農業委員会を置く場合	原則	新たに選挙する (合併の日から50日以内)	政令で定める基準(30人以下)に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第1項 農委法第7条第1項 農委法第15条1項 農委法令第2条の2	新たに選任する	(1)欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する(合併特例法第8条2項)	
	特例	引き続き在任。ただし、合併関係市町による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する	合併関係市町の協議により、80を超えない数 (1)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1・2項	新たに選任する		
合併市町の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合	従前の市町に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに新たに選挙する (合併の日から50日以内)	各委員会ごとに、政令で定める基準(30人以下)に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第2項 農委法第7条第1項 農委法第15条1項 農委法令第1条の3 農委法令第2条の2	新たに選任する	(参考) 2つ以上の農業委員会を置く場合の要件 ↓ 区域の面積が24,000haを超える市町村又は区域内の農地面積が7,000haを超える市町村(農委法第3条第2項)
		特例	引き続き在任。ただし、各委員会ごとの合併関係市町による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する	合併関係市町の協議により、80を超えない数 (1)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第2項 農委法令第1条の3 合併特例法第8条第3項	新たに選任する	
	従前の市町に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合	特例	従前の市町の委員会は、それぞれ新市の委員会となって存続し、委員もそのまま在任する	従前の定数	従前の各委員会の委員の任期	農委法第34条第1項	従前の選任による委員は、それぞれ新市の委員会の委員となって在任する	

法令名：農委法 = 農業委員会等に関する法律 農委法令 = 農業委員会等に関する法律施行令 合併特例法 = 市町村の合併の特例に関する法律

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

所管部会・分科会 農林水産部会 農業委員会分科会

新設合併による主な行政委員会の取扱い

職名	合併後の対応(正規の委員が選出・選任されるまでの間の対応)
農業委員	原則50日以内に選挙。在任特例制度あり。
教育委員	職務執行者が臨時に選任する委員で暫定教育委員会を設置。
教育長	職務執行者により臨時に選任された教育委員の互選により選任。
選挙管理委員	合併関係市町村の選挙管理委員であった者の互選による委員で暫定選挙管理委員会を設置。
監査委員	職務執行者が選任するのは適当でないため不在。(議会がない場合は、同意もできない。)
固定資産評価審査委員	職務執行者が選任する委員で暫定固定資産評価審査委員会を設置。

【農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにおける留意点】

原則では、農業委員会の設置の日から50日以内に一般選挙を行うことになり、この間は、農業委員は1人もおらず、他の行政委員会のように暫定委員会の設置もできないため、農地法処理関係の事務ができないことになる。

さらに、農業委員会の事務局職員についても、農業委員会が任命することになっており、この期間中は、農業委員会職員も存在せず、農業委員会に属するいかなる事務も公式には行うことができない事務の空白期間ができることになる。

なお、農地法関係事務については、農業委員会の設置義務のある農地面積90ヘクタールを超える市町村の場合は、市町村長が行うことは認められていない。

また、農業委員会が行っている各種証明事務についても、証明内容に関連することが多い農地法等の許可権者でない市町村長が代行することは適切ではない。

[主な証明]

- ・農地の競売の買受適格証明(農地の競売公売に参加する場合に必要。)
- ・耕作証明(他市町村で農地を取得する場合や外国人在留資格申請等の場合に必要。)
- ・引き続き農業経営を行っている証明(納税猶予の適用を受ける場合に必要。)

【主な定期的業務】

1. 農地法に基づく許可申請
2. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の申し出
3. 証明書の発行
4. 現況確認
5. 嘱託登記
6. 農地法4条、5条の届出受理
7. 農業者年金裁定請求、及び各種届出

主な事務処理件数の実績

(単位:件)

	酒田市	八幡町	松山町	平田町	合計
平成14年度事務処理件数	1,178	444	185	593	2,400
農地法関係	537	332	51	428	1,348
農業経営基盤強化促進法関係	497	83	116	149	845
その他証明発行・照会	144	29	18	16	207
平成15年度事務処理件数	984	172	131	168	1,455
農地法関係	539	59	40	57	695
農業経営基盤強化促進法関係	371	100	70	82	623
その他証明発行・照会	74	13	21	29	137

特に申請件数の多い月は、3月、9月、11月となっている。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

庄内北部地域農業委員会等の合併後の状況

所管部会・分科会	農林水産部会 農業委員会分科会
----------	-----------------

農業委員会の委員の定数及び任期

項目		在任特例適用期間(合併の日から2ヶ月以内)				在任特例適用期間終了後(翌日から3年間)					
選挙による委員の定数基準		80人を超えない数(特例)				30人以下					
委員数	選挙による委員の数	59人(H16.6.1現在の委員数)				30人(条例定数)					
	内訳	区域	酒田市	八幡町	松山町	平田町	酒田市	八幡町	松山町	平田町	
		定数	25人	13人	6人	15人	19人	4人	3人	4人	
		選挙区	5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	
	農委法第12条(選任委員)	1号委員	農協推薦	2人(各農業協同組合より1人)				2人(各農業協同組合より1人)			
			共済推薦	1人				1人			
			土地改良区推薦	1人				1人			
		2号委員	議会推薦	4人以内				4人以内			
	合計		64人 ~ 67人				35人 ~ 38人				

注1: 委員数の選任委員は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、内容が変更されている。

選挙区(在任特例適用期間終了後)

項目		酒田市	八幡町	松山町	平田町	1市3町全体
選挙区数		5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	8選挙区
農家数[基準農業者数]		3,098戸	642戸	515戸	741戸	4,996戸
農地面積		8,132ha	1,225ha	988ha	1,301ha	11,646ha
定数		19人	4人	3人	4人	30人
1選挙区平均	農家数[基準農業者数]	620戸	642戸	515戸	741戸	625戸
	農地面積	1,626ha	1,225ha	988ha	1,301ha	1,456ha
	定数	3.8人	4人	3人	4人	3.8人

注1: 選挙区を設ける場合は、全ての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。(農業委員会等に関する法律施行令第十条の二第二項)

協定項目 24 - (12)

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

農林水産関係事業の取扱いについて

- (1) 農業振興地域整備計画については、合併までに調整し、新市において策定する。
- (2) 認定農業者制度については、合併までに調整し、新市において基本構想を策定する。
- (3) 米の需給調整については、平成 17 年度の配分方法は現行のとおりとし、平成 18 年度に統一する。
- (4) 農林水産関係制度資金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 水田農業ビジョンについては、各市町の計画を新市に引き継ぐ。
- (6) 農林水産関係補助金等については、次のとおり調整する。
 - 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。
 - ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
- (7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。
- (8) 森林整備計画については、現計画を新市に引き継ぐ。
- (9) 農林水産関係証明書の発行手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料を適用する。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 農業振興地域整備計画については、合併までに調整し、新市において策定する。

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業振興地域整備計画

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>酒田農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和47年度 計画策定 昭和48年度 最終 平成11年4月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、酒田市地域農業協議会の活動、酒田農業振興協議会の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・土地利用調整委員会の開催 ・酒田農業振興協議会の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象にならないため、取り扱う開発案件は砂利採取に係わるものがほとんどである。現況農地の場合は農地法一時転用許可、現況山林、原野の場合は農振法開発許可の対象となり、砂利採取現地調査等においてどちらの制度を適用するか判断する。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農政課で行い、手数料は市民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>八幡農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和45年度 計画策定 昭和46年度 最終 平成11年3月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、八幡町振興審議会、八幡町地域農業確立対策推進協議会の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・八幡町地域農業確立対策推進協議会の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象にならず、農地法の対象となる(農業委員会)。八幡町においては、農振除外と農用地区域の用途変更の手続きを行っている。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農業委員会でを行い、手数料は税務住民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>松山農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和46年度 計画策定 昭和46年度 最終 平成11年1月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、松山町農業振興・経営対策推進会議の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・松山町農業振興・経営対策推進会議の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象にならず、農地法の対象となる(農業委員会)。松山町においては、農振除外と農用地区域の用途変更の手続きを行っている。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は産業建設課で行い、手数料は税務町民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>平田農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和47年度 計画策定 昭和48年度 最終 平成11年4月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、平田町農業振興対策協議会の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・平田町農業振興対策協議会の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象にならず、農地法の対象となる。(農業委員会)平田町においては農振除外と農用地区域の用途変更の手続きを行っている。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農林課で行い、手数料は税務町民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>農業振興地域整備計画については、合併時までに調整し、新市において策定する。</p> <p>各市町とも、平成16年度に基礎調査(準備作業)を実施し、平成17年度に計画を策定予定だったため、準備作業等は合併時までに先行い、新市において新計画を策定する。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 農業振興地域整備計画については、合併までに調整し、新市において策定する。

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業振興地域整備計画

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【名称】 酒田農業振興協議会</p> <p>【目的】 農業・農村の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために設置する。</p> <p>【協議事項】 酒田農業振興地域整備計画について協議する。</p> <p>【組織】 市長、市議会経済常任委員長、農業委員会長、JA組合長、農業共済組合長、農業普及課長、土地改良区理事長、森林組合長、生産組合協議会長、各地区農業振興協議会長</p>	<p>【名称】 八幡町地域農業確立対策推進協議会</p> <p>【目的】 八幡町地域の特性をいかした農業を計画的かつ積極的に推進し、農業基盤の整備と近代的農業経営を図るため設置する。</p> <p>【協議事項】 水田農業の確立と農業生産の再編対策に関する事項。 山林、原野等未利用資源の活用に関する事項。 地域特産品の開発に関する事項。 農業集落むらづくりの推進に関する事項。 その他農林業振興に関する事項。</p> <p>【組織】 町長、町議会代表、農業委員会会長、JA組合長、農政事務所、酒田農業普及課長、土地改良区理事長、生産組合長連合会会長、町消費者連絡協議会、町内農協理事、生産者代表</p>	<p>【名称】 松山町農業振興・経営対策推進会議</p> <p>【目的・協議事項】 町の農業振興を図るため、農業振興地域整備計画、水田農業経営確立対策事業計画、及び経営構造対策事業計画等の重要事項について協議する。</p> <p>【組織】 町長、農業委員会会長、酒田農業普及課長、土地改良区理事長、生産組合長連合会会長、町内農協理事</p>	<p>【名称】 平田町農業振興対策協議会</p> <p>【目的】 農業・農村の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために設置する。</p> <p>【協議事項】 平田町農業振興地域整備計画について協議する。</p> <p>【組織】 町長、農業委員会長、JA組合長、農業共済組合長、森林組合長、農政事務所課長、農業普及課長、生産組合協議会長他</p>	<p>合併後、新たに定める。</p> <p>農業振興地域整備計画の策定に関する協議機関のため、新市において速やかに設置する。</p>
<p>【名称】 土地利用調整委員会</p> <p>【目的】 酒田農業振興協議会第5条第2号の規程に基づき、農業振興地域の土地利用に関することを協議するため設置。</p> <p>【協議事項】 農業振興地域の土地利用に関すること。その他委員長が土地利用の調整に関し必要と認めること。</p> <p>【組織】 農業委員会会長職務代理者及び同農地部会長、各地区農業振興協議会の代表者</p>	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に新たに定める。
<p>【名称】 酒田市型21世紀農業・農村ビジョン</p> <p>【策定年】 平成10年3月</p> <p>【目的】 21世紀に向けた農業と農村のあるべき姿について、市民の共通の認識を確立し、農業・農村の将来指針となり、かつ農政展開のよりどころとして、また消費者である市民が、農業・農村に対する理解を深めるために策定した。</p> <p>【目標年度・期間】 平成9年度～17年度(50年の長期ビジョンだが、中間目標は総合計画終了年度と同期間とする。)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に酒田市の例により策定する。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(2) 認定農業者制度については、合併までに調整し、新市において基本構想を策定する。
---------	--

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

認定農業者制度

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本市の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得500万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 ・平成7年3月に農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援活動推進員による経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 毎月10日まで提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、市の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・認定農業者情報の発行 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター 経営改善支援活動推進員 2名 ・認定農業者会議の活動支援</p>	<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本町の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得400万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援・経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、町の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・農業に関する情報提供 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター ・認定農業者の会への活動支援</p>	<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本町の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得400万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 ・平成7年3月に農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援活動推進員による経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、町の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・認定農業者情報の発行 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター 経営改善支援活動推進員 1名 ・認定農業者会議の活動支援</p>	<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本町の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得400万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 ・平成7年3月に農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援活動推進員による経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 毎月10日まで提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、町の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・認定農業者情報の発行 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター 経営改善支援活動推進員 18名 ・認定農業者会議の活動支援</p>	<p>認定農業者制度については、合併時までに調整し、新市において基本構想を策定する。</p> <p>新市において、認定農業者の認定基準を統一した、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)を策定する。なお、新たな基本構想が策定されるまでは、現行の基本構想による認定基準を運用する。</p>

認定農業者計画目標の現況

項		目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	山形県(基本方針H12.1)
認定農業者 (個人)	認定基準 (一人当たり)	年間労働時間	2,000時間程度	2,000時間程度	2,000時間程度	2,000時間程度	2,000時間程度
		年間所得	500万円程度	400万円程度	400万円程度	400万円程度	500万円程度
	認定者数	現況	715人	74人	64人	79人	6,848人(8月末)
		目標	703人	100人	70人	100人	
認定農業者 (農業法人)	認定数	現況		1組織	2組織		126組織(8月末)
		目標			3組織		

平成16年10月末現在

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(3) 米の需給調整については、平成17年度の配分方法は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

米の需給調整

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 7,173ha 水稻生産目標面積 5,309ha (水稻作付率 74.0%)</p> <p>面積配分方法 ・市一律の水稻単収(618.8kg/10a) ・生産者一律配分(74.0%) 10a以下、学校田は除く</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策)</p> <p>事務日程 平成16年 1月 生産調整面積配分決定 2月 生産調整説明会開催(13地区) 4月 確認野帳(共済細目書)整備 6月 転作確認 12月 助成金概算払い事務 平成17年 3月 助成金精算払い事務</p>	<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 1,219ha 水稻作付配分面積 828ha (水稻作付率 69.6%)</p> <p>面積配分方法 ・町一律の水稻単収(584kg/10a) ・生産者一律配分(69.6%) 3.3a以下の経営面積の農家は除く 単収は共済基準を採用、H17見直し予定。 数量配分方法は各集落の基準単収を採用。 (平均単収積算資料から各集落ごとの単収を積算)</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策) ・地域とも補償</p> <p>事務日程 平成16年 1、2月 共済細目書の事前整備 2月 水稻作付面積の配分と生産組合長への説明 4、5月 共済細目書の整理 6月 生産目標数量の確定 6月 転作確認(協議会業務) 9月 水稻面積の確定(協議会業務) 12月 助成金概算払い(協議会業務) 平成17年 3月 助成金精算払い(協議会業務)</p>	<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 917ha 水稻生産目標面積 627ha (水稻作付率 68.4%)</p> <p>面積配分方法 ・町一律の水稻単収(587.5kg/10a) ・生産者一律配分(68.4%) 学校田は除く</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策)</p> <p>事務日程 平成16年 1月 生産調整面積仮配分 4月 確認野帳(共済細目書)整備 6月~転作確認 12月 助成金概算払い事務 平成17年 3月 助成金精算払い事務</p>	<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 1,264.3ha 水稻生産目標面積 784.7ha (水稻作付率 68.98%)</p> <p>面積配分方法 ・町一律の水稻単収(586.6kg/10a) ・生産者一律配分(68.98%) 水田を所有するすべての農家に配分</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策)</p> <p>事務日程 平成16年 1月 生産調整面積配分決定 2月 区長・生産組合長合同会議開催 4月 確認野帳(共済細目書)農家より提出 6月 転作確認 12月 助成金概算払い事務 平成17年 3月 助成金精算払い事務</p>	<p>米の需給調整については、平成17年度の配分方法は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。</p> <p>米の需給調整については、国からの配分が前年の11月、県から市町村への配分が12月と、通常の年度ではなく、米穀年度で実施されているため、平成17年度の農家配分についても、平成16年度中に決定される。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(4) 農林水産関係制度資金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係制度資金【1市3町で同一制度(水産関係は1市の制度)】

農業総合振興資金利子補給補助事業	山形県基幹施設設置資金利子補給補助事業	山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助事業	果樹農家等経営安定緊急対策資金利子補給補助事業	調整方針
<p>【目的】 ・農業を総合的に振興するため、市町村が農業総合振興資金を融資した融資機関に対して利子補給を行った場合、知事が当該市町村に対し予算の範囲内で利子補給補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ・利子補給割合 県10/10</p>	<p>【目的】 ・農業近代化施設等の設置による農産物の生産条件の整備の促進を図るため、市町村が基幹施設設置資金を融資した融資機関に対して利子補給を行った場合、知事が当該市町村に対し予算の範囲内で利子補給補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ・利子補給割合 県10/10</p>	<p>【目的】 ・園芸銘柄産地の育成推進を図るため、市町村が園芸銘柄産地育成推進資金を融資した融資機関に対して利子補給を行った場合、知事が当該市町村に対し予算の範囲内で利子補給補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ・利子補給機関 県、市町、融資機関</p>	<p>【目的】 ・果樹農家等において無登録農業問題に伴う果樹の価格低下により、農業収入が減少し、農業経営に支障をきたす果樹農家等に対し融資をした農業協同組合に対して利子補給を行う。</p> <p>【内容】 ・市町村が1.75%の利子補給を行った場合について、県がその3分の2の1.17%に相当する額を補助し、借入れした果樹農家等は無利子とする。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>1市3町において同一の制度であり、新市に制度及び借入者への利子補給とも引き継ぐ。</p>
スーパーL資金利子補給補助事業 (農業経営基盤強化資金利子助成事業)	認定農業者育成確保資金利子補給補助事業	漁業後継者育成資金利子補給補助事業		
<p>【目的】 ・認定農業者が資金を借り入れて規模の拡大や経営の効率化を図ろうとする場合に、それを支援し、経営感覚に優れた安定的な農業経営体の育成を図るために利子補給を行う。</p> <p>【内容】 ・財政融資資金金利に応じて利子助成率が変動するが、山形県地域営農改善計画にある担い手として位置付けられた認定農業者に限り5年間無利子とする。</p>	<p>【目的】 ・認定農業者が機械の導入や農業施設の設備に必要な資金を借り受けて経営の効率化を図ろうとする場合、認定農業者に貸し付けた金融機関に対して利子補給を行う。</p> <p>【内容】 ・山形県地域営農改善計画にある担い手として位置付けられた認定農業者に対し、5年間無利子とする。</p>	<p>【目的】 漁業者の資金装備の意欲を喚起し、本市の漁業の維持と発展のため、次世代を担う漁業後継者の育成を図るため、国の利子補給制度に漁業後継者育成資金利子補給(県・市町)を上乗せする。</p> <p>【内容】 ・漁業近代化資金と漁業後継者育成資金(利子補給制度6,000万円) ・基準金利は変動するが、国が1.25%の利子補給を行い、県(1.00%)と、市町(変動)が上乗せして利子補給補助し、借入れした漁業者は無利子とする。</p>		

農林水産業制度資金【一部の市町に利子補給のみ該当あり】

稲作経営安定特別対策資金利子補給事業	水田転作推進資金利子補給	調整方針
<p>【内容】 自主米価格下落により稲作経営の安定を図るために必要となる資金を借り受けた農業者に対して利子補給を行う。現在採用はなく融資残高に対する利子補給のみを行う。</p> <p>【内容】 利子補給率：0.5%</p>	<p>【目的】 水田農業確立対策の一環として、水稲から他作物への作付け転換を円滑に実施するため、水田転作推進資金を融資した融資機関に対して、利子補給を行う。現在採用はなく融資残高に対する利子補給のみを行う。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>借入期間が終了しているため、借入者への利子補給のみを新市に引き継ぐ。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目 24 - (12)		農林水産関係事業の取扱いについて		
調整方針(案)		(5) 水田農業ビジョンについては、各市町の計画を新市に引き継ぐ。		
		所管部会・分科会 農林水産部会 農業分科会		
水田農業ビジョン				
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>策定団体 酒田市水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月末 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 32,927トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 518,576千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 目標:「自ら考え、自ら決定、自らが責任をもつ農業」 1 農業のあるべき方向 担い手農家、組織を中核にした地域営農の推進(担い手の育成) 農用地の効率的な利用(利用集積、団地化、計画生産の推進) 地域農業体系の再編(中核となる地域営農組織の育成) 転作による農業所得の確保(園芸振興作物の拡大) 地区特産作物の産地化</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 618.8Kg/10a 一律配分 生産作付率 74.0% (生産調整率 26.0%)</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 90.5%(予定) その他交付金 9.5%(予定)</p>	<p>策定団体 八幡地域水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月中旬 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 4,844トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 77,535千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 売れる米作りと園芸作物の拡大、定着を目指すことを念頭にビジョンを策定中。各作目について振興方向を標記。 1 農業のあるべき方向 販売を目的とした積極的な産地づくりに取り組む農業者を重点的に支援。 ・助成金額に出荷、非出荷の区分 中山間地に配慮した助成体系づくり ・団地加算を非採用 生産調整達成の堅持 ・互助、地域とも補償制度の継続 他施策との有機的連携 ・他単独事業等との手法分担</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 584.0Kg/10a 一律配分 生産作付率 69.6% (生産調整率 30.4%) ただし、各個人の配分数量は生産組合単位で傾斜配分する。</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 95.0%(予定) その他交付金 5.0%(予定)</p>	<p>策定団体 松山町水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月末 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 3,690トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 71,315千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 1 農業のあるべき方向 消費者ニーズに対応した売れる米づくり ・良食味米の生産・特別栽培米の推進 安全、安心、環境に配慮した農産物づくり ・トレーサビリティ記帳の実践 ・減農薬、減化学肥料米の生産 産地の発展に向けて ・大豆の作付支援 ・園芸作物の振興 担い手の育成と集落営農の推進 ・担い手の確保と育成 ・地域営農の推進</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 587.5Kg/10a 一律配分 生産作付率 68.4% (生産調整率 31.6%)</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 94.1%(予定) その他交付金 5.9%(予定)</p>	<p>策定団体 平田町水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月末 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 5,116トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 99,574千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 1 農業のあるべき方向 地域の条件を活かした適地適産、経営の複合化の推進。 町内産米の競争力の強化。 水田を有効に利用した畑作物の振興。 担い手の育成と経営基盤の強化。 米の消費拡大と多面的機能の確保。</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 586.6Kg/10a 一律配分 生産作付率 68.8% (生産調整率 31.2%)</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 92.7%(予定) その他交付金 7.3%(予定)</p>	<p>水田農業ビジョンについては、各市町の計画を新市に引き継ぐ。</p> <p>水田農業ビジョンは、平成16年度からの新しい米政策で位置付けられた地域の水田農業の将来像を描くもので、平成15年度に各市町で、平成18年度までのビジョンを策定した。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目 24 - (12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6) 農林水産関係補助金等については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

国・県補助事業

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針	
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額		
農業振興関係補助金等										
中山間地域等直接支払事業			中山間地域等直接支払交付金	13,307	中山間地域等直接支払交付金	9,199	中山間地域等直接支払補助金	13,481	現行のとおり新市に引き継ぐ。	
農産物消費拡大推進事業	酒田市地産地消推進協議会交付金	200			地産地消推進事業費補助金	200	平田町地産地消推進協議会補助金 地産地消推進事業費補助金	200 169		
農村と都市との交流事業							農業体験学習事業推進補助金 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業補助金	153 500		
農業生産関係補助金等										
特定農山村総合支援事業			周年栽培促進事業費補助金 八幡町減農薬米生産推進事業費補助金 伝統芸能育成支援事業費補助金	750 300 60			園芸パワーアップ事業補助金 農業後継者育成事業委託料	400 70		
生産振興総合対策事業	生産振興総合対策事業費補助金 輸入急増農産物対応特別対策事業費補助金 土地利用型農業活性化対策推進事業費補助金	3,960 306 711								
エコエリア推進事業	エコエリア推進事業費補助金	600					エコエリア推進事業費補助金	300		
青果物価格安定対策事業	青果物価格安定対策事業費負担金	1,475					野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業負担金	1		
価格差補てん事業	肉牛価格差補てん事業費補助金 肉豚価格差補てん事業費補助金	1,110 550	肉牛価格差補填金	330	庄内肉用牛枝肉価格差補填事業補助金	24	肉用牛枝肉価格差補填事業助成金 肉豚価格差補てん事業費補助金	100 140		
安全安心農産物対策事業	安全・安心農産物生産支援事業費補助金	3,310	八幡町安全農産物出荷集団育成事業費補助金	108	山形県安全農産物出荷集団育成事業費補助金	108	農産物残留農薬検査事業費補助金	306		
土づくり事業(堆肥投入対策)			有機性資源循環利用推進事業補助金	736			有機性資源循環利用推進事業費補助金	804		

金額は平成16年度の当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

国・県補助事業

所管部会・分科会	農林水産部会 農業・林業水産分科会
----------	-------------------

(単位:千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針	
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額		
農業経営改善関係補助金等										
農地流動化支援事業	農地流動化支援事業補助金	11,330	農地流動化支援事業補助金	300	農地流動化支援事業費補助金	600	農地流動化支援事業補助金	5,693	現行のとおり新市に引き継ぐ。	
土地改良関係補助金等										
鳥海南麓土地改良施設維持管理事業			担い手育成支援事業助成金	1,210			担い手育成支援事業助成金	1,463		
林業振興関係補助金等										
森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	1,500	森林整備地域活動支援交付金	6,595	森林整備地域活動支援交付金	2,350	森林整備地域活動支援交付金	5,500		
漁業振興関係補助金等										
栽培漁業地域展開促進事業	栽培漁業地域展開促進事業費補助金	1,060								
漁業共済掛金補助金	漁業共済掛金補助金	1,580								
漁業共済事業基盤整備強化対策費補助金	漁業共済事業基盤整備強化対策費補助金	303								

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)農林水産関係補助金等については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業振興関係補助金等

(単位:千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
特産品づくり支援事業	飛島特産品づくり事業費補助金	657							当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
フロンティア農業者育成事業	スーパー農家研修補助金	950							
青年農業者国内研修事業			青年農業者交流活動支援事業補助金	300	農業青年育成費補助金	80			
集落活性化推進モデル事業			集落活性化推進モデル事業補助金	150					
農業振興団体補助	地域農業振興協議会交付金	2,540	ポスト総パー一地区農業振興地域協議会運営費補助金	50	農業振興対策事業費補助金	1,000			当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。
農業女性グループ育成事業							農村女性グループ活動助成金	26	合併までに調整する。
農業振興関係負担金			営農連絡協議会負担金	41	営農対策協議会負担金	20			合併までに廃止する。

金額は平成16年度の当初予算額

水田営農対策関係補助金等

(単位:千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
カントリー・エレベーター利用組合活動強化支援事業	カントリー・エレベーター利用組合活動強化支援事業費補助金	5,000	八幡町減農薬米生産推進事業費補助金	540	穀類乾燥調製貯蔵施設利用組合補助金	2,600			合併までに調整する。
生産組合支援事業	生産組合交付金	3,000	生産組合活動支援事業補助金 生産組合リーダー研修補助金	630 225	生産組合長会補助金	928	生産組合長報酬	1,296	
共同利用農機具購入補助事業	がんばれ酒田の米づくり事業費補助金	30,000					団地条件整備推進事業費補助金	4,000	
米生産調整対策事業			八幡町転作推進対策事業費補助金	1,555	生産調整推進事業費補助金	817	やる気のある担い手集団強化事業補助金 営農排水対策事業費補助金	4,200 300	
水田農業推進協議会	地区水田農業推進協議会交付金	1,498					水田農業推進協議会補助金	50	
麦大豆飼料等振興対策補助	県産大豆利用促進補助金	175							
米の消費拡大事業	米消費拡大推進事業負担金	2,036							

金額は平成16年度の当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目 24 - (12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6) 農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業生産関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
農業用使用済プラスチック適正処理推進事業	農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金	260			農業用使用済プラスチック回収システム整備推進事業費補助金	40	農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会補助金	15	合併までに調整する。
園芸農業拡大推進事業	園芸農業拡大推進事業費補助金	80,000	やまがた園芸農業拡大推進事業補助金	28,989					
野菜・花き生産振興	花きブランド産地拡大推進事業費補助金	5,000							当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
土づくり事業(堆肥投入対策)	鳥海南麓有機資源リサイクル型土壌熟化支援事業費補助金	384	地域有機資源リサイクル型土壌熟化支援事業補助金	1,600	鳥海南麓地域土づくり緊急対策支援事業費補助金	297	鳥海南麓地域土づくり緊急対策支援事業補助金	1,040	平成17年度までは現行のとおりとし、その後統一する。
農業生産総合対策事業					土壌土層改良事業費補助金	1,050	農業生産総合対策事業補助金	1,300	平成18年度まで現行のとおりとし、その後廃止する。
特産振興対策補助			八幡町みずな産地化推進事業補助金	300	重点作目振興事業費補助金	400	地域特産品組織的生産支援事業補助金 赤ねぎ優良種子確保事業委託料	90 220	当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。
畜産環境対策補助事業	畜産環境整備推進事業費補助金	3,000					畜産環境保全対策事業補助金	810	
自給粗飼料増産総合対策事業	自給飼料増産推進事業費補助金	1,000	粗飼料利用促進事業補助金	360					
畜産共進会・共励会	畜産共励会負担金	180			松山・平田畜産共進会負担金 松山・平田畜産共進会補助金	120 32	平田・松山畜産共進会負担金	150	
家畜導入関係事業					家畜改良増殖対策事業	基金	平田町肉用牛特別導入事業	基金	
畜産関係補助金	基礎母牛群整備促進事業	550	受精卵移植推進協議会負担金 八幡町家畜防疫協議会負担金	150 75	人工授精事業費補助金 経営合理化事業補助金 家畜管理指導事業補助金	160 40 91	肉用牛間接検定対策事業費補助金 畜産振興協会活動助成金	100 1,071	
稲作振興関係補助金	庄内みどり農業協同組合上田種子生産組合負担金	100	土壌機能増進対策事業費補助金	4,314			特別栽培米生産振興補助金	270	

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業経営改善関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
担い手農家育成事業			八幡町認定農業者育成支援事業補助金	2,000	認定農業者の会補助金	80			当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
認定農業者支援構造政策促進事業	認定農業者支援構造政策促進事業助成金	5,680			農地流動化支援事業費補助金	900			当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。
ニューファーマー育成支援事業	ニューファーマー育成支援事業 新分野チャレンジ支援事業補助金	2,499 2,000							

金額は平成16年度当初予算額

土地改良関係補助金等

(単位：千円)

事業事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
単独土地改良事業補助金	小規模土地改良事業費補助金	5,000	八幡町農林水産業振興補助金	500			平田町単独土地改良事業補助金	500	合併時に酒田市の例により実施する。ただし、側溝整備事業は対象外とする。
農村広場維持管理事業			数河の池愛護会補助金	90					当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
鳥海南麓土地改良施設維持管理事業			鳥海南麓営農推進補助金	90	鳥海南麓維持管理組合補助金	45	鳥海南麓維持管理組合活動助成金 鳥海南麓営農対策事業助成金	243 990	当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会	農林水産部会	林業水産・農業委員会分科会
----------	--------	---------------

林業振興関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
林業振興団体補助					林業クラブ補助金	16			合併までに調整する。
林業退職金共済事業補助	林業労働者退職共済掛金負担金	736							
特用林産物振興事業									当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
林業振興助成制度							ひらたの森林づくり推進交付金	2,000	
間伐実施事業	間伐実施事業費補助金	378	間伐実施事業補助金	5,959	間伐実施推進事業費補助金	1,817	間伐実施推進事業費補助金	6,770	
松くい虫防除事業			松くい虫防除事業補助金	74					

金額は平成16年度当初予算額

水産振興関係補助金等

(単位：千円)

事業事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
内水面漁業振興	漁業資源増殖種苗購入事業	460	魚族繁殖保護事業補助金	81	漁業組合補助金	80	最上川第八漁業魚族繁殖保護事業費補助金	45	合併までに調整する。

金額は平成16年度当初予算額

農業委員会関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
土里夢の会支援事業	土里夢の会支援事業	150							当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会

農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																																																	
<p>酒田市農村環境改善センター (酒田市大字広野字上通249) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00 ~ 13:00</th> <th>13:00 ~ 17:00</th> <th>17:00 ~ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料は各室とも各使用時間の区分ごとに500円とする。冷房料は各室とも各使用時間の区分ごとに200円とする。</p> <p>酒田市北部農民センター (酒田市大字本楯字新田目87-1) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00 ~ 13:00</th> <th>13:00 ~ 17:00</th> <th>17:00 ~ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>加工実習室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>後継者研修室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料及び冷房料は使用時間の区分ごとの料金とする。(暖房料:多目的ホール1,000円、その他500円、冷房料:200円)</p>	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円	実習室	730円	730円	940円	研修室1	520円	520円	730円	研修室2	520円	520円	730円	会議室	520円	520円	730円	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円	加工実習室	730円	730円	940円	研修室	520円	520円	730円	後継者研修室	520円	520円	730円	健康相談室	520円	520円	730円	<p>八幡町大沢地区多目的集会施設 (八幡町上青沢字向芦沢154-5) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>営業を目的 としない</th> <th>営業を目的 とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理実習室を使用しない場合</td> <td>1,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室を併せて使用する場合</td> <td>1,200円</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新出地区集会施設 (八幡町新出字村ノ前51) 【使用料】 設定なし</p> <p>大沢地区生活改善センター 《大沢公民館併設》 (八幡町大蔵字脇254) 【使用料】</p> <p>1 地域の農林家並びに諸団体で農林業に関する経営・技術・生活改善・環境整備等、生活福祉向上のための諸研修及び諸会合に使用した場合は無料。 2 冷暖房に要する経費については、実費相当額を徴収すること下できる。 上記以外の目的で使用した場合の使用料については別途協議。</p> <p>日向地区生活改善センター 《日向公民館併設》 (八幡町上黒川字家ノ東57-1) 【使用料】</p> <p>1 地域の農林家並びに諸団体で農林業に関する経営・技術・生活改善・環境整備等、生活福祉向上のための諸研修及び諸会合に使用した場合は無料。 2 冷暖房に要する経費については、実費相当額を徴収すること下できる。 上記以外の目的で使用した場合の使用料については別途協議。</p>	区分	営業を目的 としない	営業を目的 とする	調理実習室を使用しない場合	1,000円	5,000円	調理実習室を併せて使用する場合	1,200円	5,500円	<p>松山町町民センター (松山町字山田28) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本 使用料</th> <th>超過 使用料</th> <th>冷暖 房料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,880円</td> <td>500円</td> <td>1,720円</td> </tr> <tr> <td>生活改善実習室</td> <td>1,260円</td> <td>370円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>会議室 研修室等</td> <td>620円</td> <td>120円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>全館</td> <td>10,080円</td> <td>1,260円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明器具一式</td> <td>2,520円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放送設備一式</td> <td>2,250円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過時間1時間ごとに加算する額とする。 2 音楽会・演芸会等で会費又は入場料を徴収する場合及び営利を目的とする使用については、使用料の3倍とする。 3 宴会用を使用する場合は、5割増とする。 4 調理室には和室1室を含む。 5 使用料を減免する場合でも冷暖房費は徴収する。 6 ガス等燃料使用の場合は、その実費を徴収する。 7 結婚式及び披露宴等については、全館使用料(冷暖房・器具・設備一式含む)17,640円を徴収する。</p> <p>松山町柏谷沢地区農林漁家婦人活動促進施設 (松山町大字柏谷沢字水上沢18-3) 【使用料】 設定なし</p>	区分	基本 使用料	超過 使用料	冷暖 房料	多目的ホール	1,880円	500円	1,720円	生活改善実習室	1,260円	370円	460円	会議室 研修室等	620円	120円	460円	全館	10,080円	1,260円		照明器具一式	2,520円	-	-	放送設備一式	2,250円	-	-	<p>平田町農村環境改善センター 《農村センター》 (平田町大字飛鳥字契約場70-1) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>調理研修室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>保健室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第一研修室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第二研修室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第三研修室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。 ・冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じた額とする。</p> <p>平田町農林漁家・婦人活動促進施設 《みどり館》 (平田町大字中野俣字備畑前89-1) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室(1)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>会議室(2)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>共同作業場</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>・興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。 ・冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じた額とする。</p>	区分	使用料 (1時間当り)	多目的ホール	700円	調理研修室	500円	保健室	400円	第一研修室	400円	第二研修室	400円	第三研修室	400円	和室	400円	区分	使用料 (1時間当り)	会議室(1)	200円	会議室(2)	200円	研修室	200円	共同作業場	500円	調理実習室	無料	<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																																																		
多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																																																		
実習室	730円	730円	940円																																																																																																																		
研修室1	520円	520円	730円																																																																																																																		
研修室2	520円	520円	730円																																																																																																																		
会議室	520円	520円	730円																																																																																																																		
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																																																		
多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																																																		
加工実習室	730円	730円	940円																																																																																																																		
研修室	520円	520円	730円																																																																																																																		
後継者研修室	520円	520円	730円																																																																																																																		
健康相談室	520円	520円	730円																																																																																																																		
区分	営業を目的 としない	営業を目的 とする																																																																																																																			
調理実習室を使用しない場合	1,000円	5,000円																																																																																																																			
調理実習室を併せて使用する場合	1,200円	5,500円																																																																																																																			
区分	基本 使用料	超過 使用料	冷暖 房料																																																																																																																		
多目的ホール	1,880円	500円	1,720円																																																																																																																		
生活改善実習室	1,260円	370円	460円																																																																																																																		
会議室 研修室等	620円	120円	460円																																																																																																																		
全館	10,080円	1,260円																																																																																																																			
照明器具一式	2,520円	-	-																																																																																																																		
放送設備一式	2,250円	-	-																																																																																																																		
区分	使用料 (1時間当り)																																																																																																																				
多目的ホール	700円																																																																																																																				
調理研修室	500円																																																																																																																				
保健室	400円																																																																																																																				
第一研修室	400円																																																																																																																				
第二研修室	400円																																																																																																																				
第三研修室	400円																																																																																																																				
和室	400円																																																																																																																				
区分	使用料 (1時間当り)																																																																																																																				
会議室(1)	200円																																																																																																																				
会議室(2)	200円																																																																																																																				
研修室	200円																																																																																																																				
共同作業場	500円																																																																																																																				
調理実習室	無料																																																																																																																				

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会 農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																													
<p>酒田市農村地域多目的集会施設 《大淵会館》 (酒田市大字広野字大淵56) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>9:00 ~ 13:00</td> <td>13:00 ~ 17:00</td> <td>17:00 ~ 22:00</td> </tr> <tr> <td>会議室研修室</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>多目的機能室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料は使用時間の区分ごとの料金とする。(会議室研修室500円)</p> <p>酒田市浜中農村研修センター (酒田市大字浜中字上村387-3) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>9:00 ~ 13:00</td> <td>13:00 ~ 17:00</td> <td>17:00 ~ 22:00</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>加工処理施設</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>図書室兼資料作成室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料及び冷房料は使用時間の区分ごとの料金とする。(暖房料:大会議室1,000円その他500円、冷房料:200円)</p>	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	会議室研修室	1,570円	1,570円	2,100円	調理実習室	730円	730円	940円	多目的機能室	520円	520円	730円	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	大会議室	1,570円	1,570円	2,100円	加工処理施設	730円	730円	940円	会議室	520円	520円	730円	図書室兼資料作成室	520円	520円	730円	<p>八幡町生産物直売所 《鳥海高原家族旅行村》 (八幡町草津字湯ノ台149) 【利用料】 利用料は原則として徴しない。</p> <p>八幡町農産物直売・食材供給施設 《産直たわわ》 (八幡町法連寺字茅針谷地130-3) 【利用料金】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">利用料金(1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td>利用区分</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>漬物加工室</td> <td>1名当たり</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>菓子加工室</td> <td>1名当たり</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>ジュース加工室</td> <td>1名当たり</td> <td>180円</td> </tr> </table> <p>八幡町農業者健康管理センター 《まいづる荘》 (八幡町市条字八森920-3) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用区分</td> <td>営利を目的に使用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会議室</td> <td>36畳</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>12畳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>8畳</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>和室(1室につき)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>調理室及び食堂</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>地域の農家並びに諸団体が農林業に関する会合以外に使用する場合は使用料。 1 上記の使用料に加算される料金。 (1) 冷暖房料(実費) 2 使用時間単位 (1) 午前 午前8時30分~午後0時30分 (2) 午後 午後1時00分~午後5時00分</p>	区分	利用料金(1時間当たり)		利用区分	金額	漬物加工室	1名当たり	160円	菓子加工室	1名当たり	180円	ジュース加工室	1名当たり	180円	使用区分	営利を目的に使用	会議室	36畳	20,000円	12畳	10,000円	8畳	5,000円	和室(1室につき)	2,000円	調理室及び食堂	5,000円	<p>松山町高齢者活動生活支援促進施設 《はつらつセンター》 (松山町大字地見興野字前割66) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>基本使用料</td> <td>超過使用料</td> </tr> <tr> <td>第1加工研究室</td> <td>1,050円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>第2加工研究室</td> <td>1,050円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>第3加工研究室</td> <td>1,050円</td> <td>310円</td> </tr> </table> <p>1 基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過1時間ごとに加算する額とする。 2 加工研究室には、休憩室及び付属施設一式を含む。 3 暖房を使用したときは、1回4時間を単位として420円を徴収する。 4 使用料を減免する場合でも暖房料は徴収する。 5 ガス等燃料使用の場合は、その実費を別に徴収する。</p> <p>松山町農産加工処理施設 (松山町字山田20-12) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>基本使用料</td> <td>超過使用料</td> </tr> <tr> <td>作業室</td> <td>1,260円</td> <td>370円</td> </tr> </table> <p>1 基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過1時間ごとに加算する額とする。 2 作業室は休憩室1室及び付属施設一式を含む。 3 冷暖房を使用したときは、1回4時間を単位として460円を徴収する。 4 使用料を減免する場合でも暖房料は徴収する。 5 ガス等燃料使用の場合は、その実費を別に徴収する。</p>	名称	基本使用料	超過使用料	第1加工研究室	1,050円	310円	第2加工研究室	1,050円	310円	第3加工研究室	1,050円	310円	名称	基本使用料	超過使用料	作業室	1,260円	370円	<p>平田町高齢者活動・生活支援促進機械施設 《あすか》 (平田町大字飛鳥字契約場80) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>使用料 (1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td>健康管理室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>500円</td> </tr> </table> <p>・興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。 ・冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じた額とする。</p> <p>平田町鳥海南麓管理休養施設 (平田町大字山楯字南山20-2) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町十二滝農産物直売所《滝の茶屋》 (平田町大字北俣字小槌山3-9) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町産地形成等促進施設《めんたま畑》 (平田町大字飛鳥字堂之後83-3) 【使用料】 設定なし</p>	区分	使用料 (1時間当たり)	健康管理室	400円	小研修室	200円	大研修室	500円	大会議室	500円	調理実習室	500円	<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																														
会議室研修室	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																														
調理実習室	730円	730円	940円																																																																																														
多目的機能室	520円	520円	730円																																																																																														
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																														
大会議室	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																														
加工処理施設	730円	730円	940円																																																																																														
会議室	520円	520円	730円																																																																																														
図書室兼資料作成室	520円	520円	730円																																																																																														
区分	利用料金(1時間当たり)																																																																																																
	利用区分	金額																																																																																															
漬物加工室	1名当たり	160円																																																																																															
菓子加工室	1名当たり	180円																																																																																															
ジュース加工室	1名当たり	180円																																																																																															
使用区分	営利を目的に使用																																																																																																
会議室	36畳	20,000円																																																																																															
	12畳	10,000円																																																																																															
	8畳	5,000円																																																																																															
和室(1室につき)	2,000円																																																																																																
調理室及び食堂	5,000円																																																																																																
名称	基本使用料	超過使用料																																																																																															
第1加工研究室	1,050円	310円																																																																																															
第2加工研究室	1,050円	310円																																																																																															
第3加工研究室	1,050円	310円																																																																																															
名称	基本使用料	超過使用料																																																																																															
作業室	1,260円	370円																																																																																															
区分	使用料 (1時間当たり)																																																																																																
健康管理室	400円																																																																																																
小研修室	200円																																																																																																
大研修室	500円																																																																																																
大会議室	500円																																																																																																
調理実習室	500円																																																																																																

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会

農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設

酒田市				八幡町	松山町	平田町	調整方針																						
庄内バイオ研修センター (酒田市大宮町四丁目9-3) 【使用料】					松山町土淵集会所施設 (松山町大字土淵字新田町112-1) 【使用料】 設定なし		当面現行のとおりとし、合併後に調整する。																						
区分	使用料(半日)		冷暖房 (半日)	松山町南部地区物産乾燥調製施設 (松山町大字地見興野字村東19-1) 【利用料金】 (107-ル当たり)																									
	市内に 居住	その他の もの		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾燥調製料</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料の上限	乾燥調製料	20,000円																					
区分	利用料の上限																												
乾燥調製料	20,000円																												
研修室	1,570円	3,140円	1,000円	松山町広域総合交流促進施設 《眺海の森さんさん》 (松山町大字土淵字大平1-59) 【利用料金】																									
実験室	2,620円	5,240円	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">休憩 及び 集会</td> <td>和室</td> <td>3,000円以内</td> <td rowspan="4">1回4時間 以内とする。</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td>3,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大広間1/2</td> <td>7,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大広間全 室</td> <td>10,000円以内</td> </tr> <tr> <td>入浴</td> <td>入浴</td> <td>500円以内</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊</td> <td>和室</td> <td>6,000円以内</td> <td rowspan="2">1人1泊 素泊料</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td>7,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用料金	摘要	休憩 及び 集会	和室	3,000円以内	1回4時間 以内とする。	洋室	3,000円以内	大広間1/2	7,000円以内	大広間全 室	10,000円以内	入浴	入浴	500円以内	1人	宿泊	和室	6,000円以内	1人1泊 素泊料	洋室	7,000円以内		
名称	利用料金	摘要																											
休憩 及び 集会	和室	3,000円以内	1回4時間 以内とする。																										
	洋室	3,000円以内																											
	大広間1/2	7,000円以内																											
	大広間全 室	10,000円以内																											
入浴	入浴	500円以内	1人																										
宿泊	和室	6,000円以内	1人1泊 素泊料																										
	洋室	7,000円以内																											
展示ホール	520円	1,040円	-	1 小学生以下の利用料金は25%引きとする。ただし、休憩及び集会での利用には適用しない。																									
備考 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。																													
酒田市飛島海づり公園 (酒田市飛島字勝浦乙173番地先) 【入園等料金】 設定なし(平成16年度より無料化。)					松山町広域総合交流体験農園 (松山町大字土淵、平田町大字田沢地内) 【利用料金】 設定なし																								
					松山町生産物直売所《ぐるぐるグリーン》 (松山町大字土淵字大平1-49) 【使用料】 設定なし																								

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会 農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設(農村広場等)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針									
<p>本橋農村広場 (酒田市大字城輪字鏡田地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>万里の松原 (酒田市大字高砂字能登山124) ・営林署管理 134haの内 104.47ha(78%) ・酒田市管理 134haの内 29.53ha(22%) 【使用料】 設定なし</p> <p>東山森林公園 (酒田市大字北沢字八森14) 【使用料】 設定なし</p>	<p>数河の池 (八幡町升田字西山地内) 【使用料】 設定なし</p>	<p>松山町多目的運動公園 (松山町大字山寺字見初沢64) 東山農村公園 (松山町大字山寺字内山20-75) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球及びサッカー場</td> <td>1回</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>パラグライダー練習場</td> <td>1回</td> <td>1,260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 使用料は、1回4時間以内とする。 2 町の区域に住所を有する者並びに松山町立保育所及び小・中学校の管理下における場合は徴収しない。 3 パラグライダー練習場には野球及びサッカー場を含む。</p>	名称	区分	使用料	野球及びサッカー場	1回	1,260円	パラグライダー練習場	1回	1,260円	<p>平田町金谷親水水路広場 (平田町大字山谷地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町飛鳥沼公園 (平田町大字飛鳥地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町新溜親水広場 (平田町大字山谷地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町親水広場 (平田町大字砂越地内) 【使用料】 設定なし</p>	<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>
名称	区分	使用料											
野球及びサッカー場	1回	1,260円											
パラグライダー練習場	1回	1,260円											

農林水産関係施設(放牧場)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	<p>大台野牧場 (八幡町草津字藤平台3) 【使用料】 放牧家畜1日につき 270円 (ただし、種付けの必要のある牛については、300円とする。)</p>			<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会 農林水産部会 農業分科会

農村公園

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針												
<p>酒田市古川農村公園 ほか20ヶ所</p> <p>舟止め広場 (酒田市大字漆曾根地内)</p> <p>【公園使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">3.3平方メートルにつき</td> </tr> <tr> <td>商行為・催物等</td> <td>1日</td> <td>1,050円</td> </tr> </table> <p>・使用面積の算定しにくい場合 1件 3,150円 備考 3.3平方メートル未満の端数は、3.3平方メートルとする。</p>	区分	3.3平方メートルにつき		商行為・催物等	1日	1,050円	<p>前川農村公園 (八幡町前川字前田101)</p> <p>大島田農村公園 (八幡町大島田字・艾田90)</p> <p>岡島田農村公園 (八幡町岡島田字俵田48)</p> <p>平沢農村公園 (八幡町北平沢字稻荷町49)</p> <p>寺田農村公園 (八幡町寺田字道ノ下21-1)</p> <p>【公園使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">3.3平方メートルにつき</td> </tr> <tr> <td>商行為・催物等</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> <p>・使用面積の算定しにくい場合 1件 3,000円 備考 3.3平方メートル未満の端数は、3.3平方メートルとする。</p>	区分	3.3平方メートルにつき		商行為・催物等	1日	1,000円	<p>上茗ヶ沢農村公園 (松山町大字茗ヶ沢字沢尻98-1)</p> <p>山寺農村公園 (松山町大字山寺字十ノ木82)</p> <p>白ヶ沢農村公園 (松山町大字白ヶ沢字内畑14-3)</p> <p>【公園使用料】 設定なし</p>	<p>山元農村公園 (平田町大字山元字古山神16-4)</p> <p>円能寺農村公園 (平田町大字中野俣字円能寺105)</p> <p>山楯農村公園 (平田町大字山楯字北山39-45)</p> <p>飛鳥農村公園 (平田町大字飛鳥字中島320外)</p> <p>楢橋農村公園 (平田町大字楢橋字上川原362外)</p> <p>【公園使用料】 設定なし</p>	<p>合併までに調整する。</p>
区分	3.3平方メートルにつき															
商行為・催物等	1日	1,050円														
区分	3.3平方メートルにつき															
商行為・催物等	1日	1,000円														

市民農園

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>酒田市市民レクリエ-ション農園 (酒田市北千日堂前字松境24番地、25番地の1、25番地の2、34番地及び35番地)</p> <p>設置区画数 122区画 農園基準 1区画33㎡ 使用形態 南区画・北区画の2地区での運営 1年毎の更新 利用期間 4月1日～12月25日 【使用料】 入園料 5,000円 (1区画ごと1利用期間につき)</p>			<p>平田町市民農園《パノラマ農園》 (平田町大字山楯字南山95)</p> <p>設置区画数 63区画 農園基準 1区画50㎡ 使用形態 1年毎の更新 利用期間 4月29日～11月の最終金曜日 【使用料】 入園料 5,000円 (1区画ごと1利用期間につき)</p>	<p>合併までに調整する。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (8) 森林整備計画については、現計画を新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 農林水産部会 林業水産分科会

森林整備計画

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】</p> <p>地域森林計画(山形県)の対象となっている民有林について、森林法第10条の5の規定に基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】</p> <p>酒田市森林整備計画</p> <p>・計画期間</p> <p>自 平成15年 4月 1日</p> <p>至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <p>林野面積 2,485ha</p> <p>うち民有林面積 1,886ha</p> <p>うち人工林面積 1,412ha</p> <p>(人工林率 75%)</p>	<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】</p> <p>地域森林計画(山形県)の対象となっている民有林について、森林法第10条の5の規定に基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】</p> <p>八幡町森林整備計画</p> <p>・計画期間</p> <p>自 平成15年 4月 1日</p> <p>至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <p>林野面積 17,301ha</p> <p>うち民有林面積 5,014ha</p> <p>うち人工林面積 3,807ha</p> <p>(人工林率 76%)</p>	<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】</p> <p>地域森林計画(山形県)の対象となっている民有林について、森林法第10条の5の規定に基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】</p> <p>松山町森林整備計画</p> <p>・計画期間</p> <p>自 平成15年 4月 1日</p> <p>至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <p>林野面積 2,154ha</p> <p>うち民有林面積 1,922ha</p> <p>うち人工林面積 1,473ha</p> <p>(人工林率 77%)</p>	<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】</p> <p>地域森林計画(山形県)の対象となっている民有林について、森林法第10条の5の規定に基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】</p> <p>平田町森林整備計画</p> <p>・計画期間</p> <p>自 平成15年 4月 1日</p> <p>至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <p>林野面積 14,596ha</p> <p>うち民有林面積 4,713ha</p> <p>うち人工林面積 3,416ha</p> <p>(人工林率 72%)</p>	<p>現計画を、新市に引き継ぐ。</p> <p>森林整備計画は5年毎に策定されるが、次回策定時期が1市3町とも同一であるため、次回策定時である平成19年度に新市の森林整備計画を策定する。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(9)農林水産関係証明書の発行手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料を適用する。
---------	---

所管部会・分科会	農林水産部会 農業・農業委員会分科会
----------	--------------------

農林水産関係証明書発行手数料

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農政課で行い、手数料は、市民課にてその他諸証明(400円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、農地の転用の確認、異動及び耕作等の証明書(400円)として取り扱っている。</p>	<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農林課で行い、手数料は、税務住民課にてその他諸証明(300円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、農地転用移転及び耕作等の証明(300円)として取り扱っている。</p>	<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は産業建設課で行い、手数料は、税務町民課にてその他諸証明(400円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、その他諸証明(400円)として取り扱っている。</p>	<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農林課で行い、手数料は、農地関係手数料(300円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、農地関係手数料(300円)として取り扱っている。</p>	<p>農林水産関係証明書の発行手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料を適用する。</p> <p>参考 新市の住民窓口手数料のその他証明手数料については、1通あたり400円で統一することで提案されている。</p>

協議第30号

協定項目24 - (14)

生活排水関係事業の取扱いについて

生活排水関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

生活排水関係事業の取扱いについて

- (1) 生活排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 下水道使用料、集落排水施設使用料及び浄化槽使用料については、現行のとおりとし、5年を目途に統一する。
- (3) 下水道、集落排水施設及び浄化槽の受益者分担金は、合併までに認可又は採択を受けている事業は現行のとおりとし、合併後は新市の算定方式により統一する。
- (4) 浄化槽補助金については、合併までに調整する。
- (5) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、合併後は酒田市の例により統一する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)		生活排水関係事業の取扱いについて					
調整方針（案）		(1) 生活排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。					
公共下水道事業		所管部会・分科会			建設部会・生活排水分科会		
区分	酒田市		八幡町		松山町	平田町	合計
	単独公共下水道	流域関連公共下水道	単独公共下水道	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道		
処理区名	中央処理区 北部処理区 南部処理区	庄内処理区	八幡処理区	八幡処理区	松山処理区	該当なし	
全体計画							
計画処理面積 (ha)	1,647.00	749.00	149.00	25.00	164.30		2,734.30
計画処理人口 (人)	64,100	18,800	4,050	850	4,500		92,300
計画汚水量 (m ³ /日)	41,864	10,510	2,417	333	3,130		58,254
認可計画							
計画処理面積 (ha)	1,362.15	330.00	149.00	25.00	164.30		2,030.45
計画処理人口 (人)	49,325	10,100	3,900	850	4,600		68,775
計画汚水量 (m ³ /日)	30,671	5,137	2,258	323	3,130		41,519
排除方式	合流式・分流式	分流式	分流式	分流式	分流式		
処理方式	標準活性汚泥法	流域関連公共下水道 (庄内処理区)	嫌気好気ろ床	公共関連特定環境保全 公共下水道	オキシデーショondiッチ法		
事業期間 始期	昭和45年12月14日	昭和45年12月14日	平成3年2月26日	平成13年8月1日	平成6年12月1日		
終期(認可計画)	平成23年3月31日	平成19年3月31日	平成18年3月31日	平成21年3月31日	平成23年3月31日		
終期(全体計画)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日		
供用開始年月日	昭和54年10月1日	平成13年3月31日	平成6年10月1日	平成15年2月3日	平成12年7月1日		
当初認可年月日	昭和45年12月14日	平成11年7月1日	平成3年2月26日	平成13年6月25日	平成7年12月11日		
最終認可年月日	平成16年11月9日	平成13年11月2日	平成11年11月12日		平成12年12月25日変更		
区域拡大予定	平成16年度一部拡大	平成16年度一部拡大予定	なし	なし	なし		
整備済面積(H15末現在)	1071.75 ha		136.4 ha		132.5 ha		
普及率	47.7 %		57.0 %		70.4 %		
処理施設概要	(処理場) ①酒田市クリーンセンター 合流式：昭和54年10月1日供用開始 分流式：平成6年8月1日供用開始 処理方式：標準活性汚泥法 ②若宮町クリーンセンター 分流式：昭和49年7月1日供用開始 処理方式：標準活性汚泥法 (ポンプ場) 名称 運転開始 ①浜田中継ポンプ場 昭和47年7月 ②若浜中継ポンプ場 昭和61年7月 ③船場町中継ポンプ場 平成2年6月 ④家際雨水ポンプ場 昭和51年10月 ⑤北部雨水ポンプ場 平成2年10月 ⑥光ヶ丘中継ポンプ場 平成15年6月 (マンホールポンプ) 公共下水道 2箇所 流域下水道 2箇所		(処理場) ①八幡浄化センター 分流式：平成6年10月1日供用開始 処理方式：嫌気好気ろ床法 (ポンプ場) ①小泉中継ポンプ場 平成6年10月1日供用開始 ②市条中継ポンプ場 平成9年3月24日供用開始 (マンホールポンプ) 公共下水道 16箇所 特定環境保全公共下水道 7箇所		(処理場) ①松山浄化センター 分流式：平成12年7月1日供用開始 処理方式：オキシデーショondiッチ法 (ポンプ場) なし (マンホールポンプ) 公共下水道 13箇所		
事業費	全体建設事業費(予定) 約1,040億円 平成15年度末の事業費は約638億円で、公共下水道地区、流域公共下水道地区(平成27年度末)完了までには約402億円を予定しているが、事業完了まで最終事業年度及び事業費がさらに伸びる可能性が大きい。		全体建設事業費(予定) 約77億円 平成15年度末の事業費は約58億円で、公共下水道地区、特定環境保全公共下水道地区(平成20年度末)完了までには約19億円を予定している。		全体建設事業費(予定) 約81億円 平成15年度末の事業費は約50億円で、公共下水道地区完了までには約31億円を予定しており、順調な進捗により予定通りの完了が見込まれている。		

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目24-(14)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																																							
調整方針(案)		(1) 生活排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																																							
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																																					
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町																																																																																					
農業集落排水事業	<p>【目的】 農業用水の水質保全並びに農業集落の生活環境を図り併せて公共用水域の水質保全に資するため、農業集落排水処理施設を設置する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>宮内地区</td><td>S52~57</td><td>950人</td></tr> <tr><td>刈穂城輪地区</td><td>H3~6</td><td>660人</td></tr> <tr><td>上野曾根地区</td><td>H5~8</td><td>820人</td></tr> <tr><td>関地区</td><td>H6~10</td><td>840人</td></tr> <tr><td>中平田地区</td><td>H8~13</td><td>1,190人</td></tr> <tr><td>本楯地区</td><td>H8~14</td><td>1,800人</td></tr> <tr><td>漆曾根地区</td><td>H9~15</td><td>1,340人</td></tr> <tr><td>西荒瀬地区</td><td>H13~20</td><td>1,750人</td></tr> <tr><td>東平田地区</td><td>H14~19</td><td>1,480人</td></tr> <tr><td>中平田南地区</td><td>H15~20</td><td>770人</td></tr> <tr><td>庭田吉田地区</td><td>H18~23</td><td>1,260人</td></tr> <tr><td>浜中地区</td><td>未定</td><td>2,400人</td></tr> </tbody> </table> <p>12地区(供用開始7地区) 計画人口合計 15,260人</p>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	宮内地区	S52~57	950人	刈穂城輪地区	H3~6	660人	上野曾根地区	H5~8	820人	関地区	H6~10	840人	中平田地区	H8~13	1,190人	本楯地区	H8~14	1,800人	漆曾根地区	H9~15	1,340人	西荒瀬地区	H13~20	1,750人	東平田地区	H14~19	1,480人	中平田南地区	H15~20	770人	庭田吉田地区	H18~23	1,260人	浜中地区	未定	2,400人	<p>【目的】 農業用水の水質保全並びに農業集落の生活環境を図り併せて公共用水域の水質保全に資するため、農業集落排水処理施設を設置する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>八幡南部地区</td><td>H3~6</td><td>920人</td></tr> <tr><td>升田地区</td><td>H7~10</td><td>470人</td></tr> <tr><td>青沢地区</td><td>H10~13</td><td>260人</td></tr> </tbody> </table> <p>3地区(供用開始3地区) 計画人口合計 1,650人</p>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	八幡南部地区	H3~6	920人	升田地区	H7~10	470人	青沢地区	H10~13	260人	<p>【目的】 農業集落地域における公衆衛生及び環境衛生の向上並びに農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大川度地区</td><td>S63~H2</td><td>310人</td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>H6~9</td><td>750人</td></tr> <tr><td>成興野地区</td><td>H7~9</td><td>250人</td></tr> </tbody> </table> <p>3地区(供用開始3地区) 計画人口合計 1,310人</p>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	大川度地区	S63~H2	310人	南部地区	H6~9	750人	成興野地区	H7~9	250人	<p>【目的】 農業用水の水質保全並びに農業集落の生活環境を図り併せて公共用水域の水質保全に資するため、農業集落排水処理施設を設置する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>飛鳥砂越地区</td><td>S55~H3</td><td>3,600人</td></tr> <tr><td>檜橋地区</td><td>S61~63</td><td>440人</td></tr> <tr><td>山谷円道地区</td><td>H2~5</td><td>920人</td></tr> <tr><td>郡鏡地区</td><td>H5~8</td><td>1,600人</td></tr> <tr><td>本宮備畑地区</td><td>H6~9</td><td>680人</td></tr> <tr><td>元田沢地区</td><td>H10~14</td><td>440人</td></tr> </tbody> </table> <p>6地区(供用開始6地区) 計画人口合計 7,680人</p>		地区名	事業実施(年度)	計画人口	飛鳥砂越地区	S55~H3	3,600人	檜橋地区	S61~63	440人	山谷円道地区	H2~5	920人	郡鏡地区	H5~8	1,600人	本宮備畑地区	H6~9	680人	元田沢地区	H10~14	440人
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
宮内地区	S52~57	950人																																																																																							
刈穂城輪地区	H3~6	660人																																																																																							
上野曾根地区	H5~8	820人																																																																																							
関地区	H6~10	840人																																																																																							
中平田地区	H8~13	1,190人																																																																																							
本楯地区	H8~14	1,800人																																																																																							
漆曾根地区	H9~15	1,340人																																																																																							
西荒瀬地区	H13~20	1,750人																																																																																							
東平田地区	H14~19	1,480人																																																																																							
中平田南地区	H15~20	770人																																																																																							
庭田吉田地区	H18~23	1,260人																																																																																							
浜中地区	未定	2,400人																																																																																							
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
八幡南部地区	H3~6	920人																																																																																							
升田地区	H7~10	470人																																																																																							
青沢地区	H10~13	260人																																																																																							
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
大川度地区	S63~H2	310人																																																																																							
南部地区	H6~9	750人																																																																																							
成興野地区	H7~9	250人																																																																																							
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
飛鳥砂越地区	S55~H3	3,600人																																																																																							
檜橋地区	S61~63	440人																																																																																							
山谷円道地区	H2~5	920人																																																																																							
郡鏡地区	H5~8	1,600人																																																																																							
本宮備畑地区	H6~9	680人																																																																																							
元田沢地区	H10~14	440人																																																																																							
簡易排水事業	該当なし	該当なし	<p>【目的】 農業集落地域における公衆衛生及び環境衛生の向上並びに農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>柏谷沢地区</td><td>H9~10</td><td>50人</td></tr> </tbody> </table>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	柏谷沢地区	H9~10	50人	該当なし																																																																															
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
柏谷沢地区	H9~10	50人																																																																																							
浄化槽市町村整備推進事業	<p>【事業の目的】 排水計画では、当初、農業集落排水事業の計画区域となっていたが、事業の進捗や経済比較により、市が浄化槽を設置し管理する浄化槽市町村整備推進事業に排水計画を変更し事業の進捗を図る。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>設置基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>豊川、大豊田地区</td><td>H13~17</td><td>115基</td></tr> <tr><td>北平田東部地区</td><td>H15~20</td><td>140基</td></tr> <tr><td>米島地区</td><td>H17~21</td><td>130基(予定)</td></tr> </tbody> </table>	地区名	事業実施(年度)	設置基数	豊川、大豊田地区	H13~17	115基	北平田東部地区	H15~20	140基	米島地区	H17~21	130基(予定)	<p>【事業の目的】 投資効果等により農業集落排水事業での対応が困難な区域について、町が浄化槽を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施(年度)</th> <th>設置基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16~25</td><td>200基(予定) (平成25年度まで)</td></tr> </tbody> </table> <p>(但し、H16~H18まで個別排水処理施設整備事業(総務省)で計画実施中)</p>	事業実施(年度)	設置基数	H16~25	200基(予定) (平成25年度まで)	該当なし	<p>【事業の目的】 投資効果等により農業集落排水事業での対応が困難な区域について、町が浄化槽を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施(年度)</th> <th>設置基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11~15</td><td>300基</td></tr> <tr><td>H16~</td><td>20基(予定) (平成20年度まで)</td></tr> </tbody> </table>		事業実施(年度)	設置基数	H11~15	300基	H16~	20基(予定) (平成20年度まで)																																																														
地区名	事業実施(年度)	設置基数																																																																																							
豊川、大豊田地区	H13~17	115基																																																																																							
北平田東部地区	H15~20	140基																																																																																							
米島地区	H17~21	130基(予定)																																																																																							
事業実施(年度)	設置基数																																																																																								
H16~25	200基(予定) (平成25年度まで)																																																																																								
事業実施(年度)	設置基数																																																																																								
H11~15	300基																																																																																								
H16~	20基(予定) (平成20年度まで)																																																																																								

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目24-(14)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																															
調整方針(案)		(2) 下水道使用料、集落排水施設使用料及び浄化槽使用料については、現行のとおりとし、5年を目途に統一する。																																																																															
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																													
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																												
公共下水道事業	<p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従量制・累進制料金を採用 ・毎月徴収 ・水道料金と一緒に徴収 <p>基本使用料 900円</p> <p>従量使用料</p> <table border="1"> <tr><td>10m³以下</td><td>105円/m³</td></tr> <tr><td>10m³超30m³以下</td><td>180円/m³</td></tr> <tr><td>30m³超50m³以下</td><td>215円/m³</td></tr> <tr><td>50m³超100m³以下</td><td>230円/m³</td></tr> <tr><td>100m³超</td><td>250円/m³</td></tr> </table> <p>公衆浴場汚水、プール汚水、工事湧水</p> <p>基本使用料 900円</p> <p>従量使用料 45円/m³</p> <p>消費税は外税</p> <table border="1"> <tr><td>0 m³</td><td>900 円</td></tr> <tr><td>10 m³</td><td>1,950 円</td></tr> <tr><td>20 m³</td><td>3,750 円</td></tr> <tr><td>30 m³</td><td>5,500 円</td></tr> <tr><td>40 m³</td><td>7,700 円</td></tr> <tr><td>50 m³</td><td>9,850 円</td></tr> <tr><td>60 m³</td><td>12,150 円</td></tr> <tr><td>70 m³</td><td>14,450 円</td></tr> <tr><td>80 m³</td><td>16,750 円</td></tr> <tr><td>90 m³</td><td>19,050 円</td></tr> <tr><td>100 m³</td><td>21,350 円</td></tr> </table>	10m ³ 以下	105円/m ³	10m ³ 超30m ³ 以下	180円/m ³	30m ³ 超50m ³ 以下	215円/m ³	50m ³ 超100m ³ 以下	230円/m ³	100m ³ 超	250円/m ³	0 m ³	900 円	10 m ³	1,950 円	20 m ³	3,750 円	30 m ³	5,500 円	40 m ³	7,700 円	50 m ³	9,850 円	60 m ³	12,150 円	70 m ³	14,450 円	80 m ³	16,750 円	90 m ³	19,050 円	100 m ³	21,350 円	<p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従量制・基本料金制を採用 ・毎月徴収 <p>基本使用料 1,200円</p> <p>従量使用料 120円/m³</p> <p>消費税は外税</p> <table border="1"> <tr><td>0 m³</td><td>1,200 円</td></tr> <tr><td>10 m³</td><td>1,200 円</td></tr> <tr><td>20 m³</td><td>2,400 円</td></tr> <tr><td>30 m³</td><td>3,600 円</td></tr> <tr><td>40 m³</td><td>4,800 円</td></tr> <tr><td>50 m³</td><td>6,000 円</td></tr> <tr><td>60 m³</td><td>7,200 円</td></tr> <tr><td>70 m³</td><td>8,400 円</td></tr> <tr><td>80 m³</td><td>9,600 円</td></tr> <tr><td>90 m³</td><td>10,800 円</td></tr> <tr><td>100 m³</td><td>12,000 円</td></tr> </table>	0 m ³	1,200 円	10 m ³	1,200 円	20 m ³	2,400 円	30 m ³	3,600 円	40 m ³	4,800 円	50 m ³	6,000 円	60 m ³	7,200 円	70 m ³	8,400 円	80 m ³	9,600 円	90 m ³	10,800 円	100 m ³	12,000 円	<p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従量制料金を採用 ・毎月徴収 <p>基本料金 1,800円</p> <p>超過料金 130円/m³</p> <p>消費税は外税で10円未満切り捨て</p> <table border="1"> <tr><td>0 m³</td><td>1,800 円</td></tr> <tr><td>10 m³</td><td>1,800 円</td></tr> <tr><td>20 m³</td><td>3,100 円</td></tr> <tr><td>30 m³</td><td>4,400 円</td></tr> <tr><td>40 m³</td><td>5,700 円</td></tr> <tr><td>50 m³</td><td>7,000 円</td></tr> <tr><td>60 m³</td><td>8,300 円</td></tr> <tr><td>70 m³</td><td>9,600 円</td></tr> <tr><td>80 m³</td><td>10,900 円</td></tr> <tr><td>90 m³</td><td>12,200 円</td></tr> <tr><td>100 m³</td><td>13,500 円</td></tr> </table>	0 m ³	1,800 円	10 m ³	1,800 円	20 m ³	3,100 円	30 m ³	4,400 円	40 m ³	5,700 円	50 m ³	7,000 円	60 m ³	8,300 円	70 m ³	9,600 円	80 m ³	10,900 円	90 m ³	12,200 円	100 m ³	13,500 円	<p>該当なし</p>	<p>【使用料】</p> <p>使用料は、合併時は現行のとおりとし、5年を目途に統一する。</p> <p>使用料統一細目</p> <p>①使用料については、合併時は1市3町の使用料は現行のとおりとする。</p> <p>②平成21年度を目途に統一する。（合併特例法第10条「5年度に限り、課税をしないこと又不均一の課税をすることができる」により5年を目途とする。）</p> <p>③統一料金目標は、平成15年度の1市3町の平均料金に平成16年度に繰入金を固定した場合の平成21年度収支不足額を加算した金額とする。</p> <p>④料金体系（従量料金制・累進使用料体系）は、酒田市下水道使用料に準じて調整を行う。</p> <p>⑤統一までの間、各地域の状況にあわせ、段階的に料金改定を行う。</p>
10m ³ 以下	105円/m ³																																																																																
10m ³ 超30m ³ 以下	180円/m ³																																																																																
30m ³ 超50m ³ 以下	215円/m ³																																																																																
50m ³ 超100m ³ 以下	230円/m ³																																																																																
100m ³ 超	250円/m ³																																																																																
0 m ³	900 円																																																																																
10 m ³	1,950 円																																																																																
20 m ³	3,750 円																																																																																
30 m ³	5,500 円																																																																																
40 m ³	7,700 円																																																																																
50 m ³	9,850 円																																																																																
60 m ³	12,150 円																																																																																
70 m ³	14,450 円																																																																																
80 m ³	16,750 円																																																																																
90 m ³	19,050 円																																																																																
100 m ³	21,350 円																																																																																
0 m ³	1,200 円																																																																																
10 m ³	1,200 円																																																																																
20 m ³	2,400 円																																																																																
30 m ³	3,600 円																																																																																
40 m ³	4,800 円																																																																																
50 m ³	6,000 円																																																																																
60 m ³	7,200 円																																																																																
70 m ³	8,400 円																																																																																
80 m ³	9,600 円																																																																																
90 m ³	10,800 円																																																																																
100 m ³	12,000 円																																																																																
0 m ³	1,800 円																																																																																
10 m ³	1,800 円																																																																																
20 m ³	3,100 円																																																																																
30 m ³	4,400 円																																																																																
40 m ³	5,700 円																																																																																
50 m ³	7,000 円																																																																																
60 m ³	8,300 円																																																																																
70 m ³	9,600 円																																																																																
80 m ³	10,900 円																																																																																
90 m ³	12,200 円																																																																																
100 m ³	13,500 円																																																																																
農業集落排水事業	<p>【使用料】</p> <p>世帯均等割と世帯員割で賦課</p> <p>1世帯につき 700円/月</p> <p>世帯員1人につき 700円/月</p> <p>事業所の使用料</p> <p>前年度の上水道使用量から1か月当たりの平均使用量を算出し、5m³を世帯員1人として料金を算出する。</p> <p>消費税等相当分は別</p>	<p>【使用料】</p> <p>従量制で賦課</p> <p>基本料金 10m³まで 1,260円</p> <p>超過料金 10m³超 126円/m³</p> <p>消費税は外税</p>	<p>【使用料】</p> <p>排除した汚水の量に応じて算定した額の100分の105を乗じて得た額。10円未満は切り捨て。</p> <p>基本使用料 10m³まで 1,800円</p> <p>超過料金 10m³超 130円/m³</p> <p>消費税は外税で10円未満切り捨て</p>	<p>【使用料】</p> <p>基本料金と世帯員割で賦課</p> <p>一般用</p> <p>1世帯につき 2,000円/月</p> <p>世帯員1人につき 450円/月</p> <p>一般営業用</p> <p>1世帯につき 2,000円/月</p> <p>換算人員1人につき 450円/月</p> <p>業務用</p> <p>1事業所等につき 3,800円/月</p> <p>換算人員1人につき 450円/月</p> <p>消費税込み</p>																																																																													
合併処理浄化槽事業	<p>【使用料】</p> <p>〔一般用〕</p> <p>世帯均等割と世帯員割で賦課</p> <p>世帯均等割 700円/月</p> <p>世帯員割1人につき 700円/月</p> <p>ただし、電気代として基本料金から600円を減ずる。</p> <p>〔事業所の使用料〕</p> <p>前年度の上水道使用量から1か月当たりの平均使用量を算出し、5m³を世帯員1人として料金を算出する。</p> <p>消費税等相当分は別</p>	<p>【使用料】</p> <p>従量制で賦課</p> <p>基本料金 10m³まで 1,260円</p> <p>超過料金 10m³超 126円/m³</p> <p>消費税は外税</p>	<p>該当なし</p>	<p>【使用料】</p> <p>基本料金と世帯員割で賦課</p> <p>〔一般用〕</p> <p>基本料金 2,000円/月</p> <p>世帯員割1人につき 450円/月</p> <p>〔一般営業用〕</p> <p>基本料金 2,000円/月</p> <p>世帯員に換算処理人員を加えた人員1人につき 450円/月</p> <p>ただし、電気・水道代として基本料金から800円を減ずる。</p> <p>〔地区集会所〕</p> <p>1～20戸 一律 500円/月</p> <p>21～50戸 一律 700円/月</p> <p>51戸以上 一律 1,000円/月</p> <p>※消費税込み</p>																																																																													

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)		生活排水関係事業の取扱いについて			
調整方針（案）		(3) 下水道、集落排水施設及び浄化槽の受益者分担金は、合併までに認可又は採択を受けている事業は現行のとおりとし、合併後は新市の算定方式により統一する。			
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会	
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
下水道事業	<p>【受益者負担金】</p> <p>(1) 負担金の額 負担区の区分に応じ1平方メートル当たりの470円を地積を乗じた額 ただし、市街化調整区域の居住用地が500㎡を超えるときは、上限500㎡。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 5年分割</p>	<p>【受益者負担金】</p> <p>(1) 負担金の額 土地に係る末端管渠費相当額とし、一末端管渠費相当額は20万円とする。ただし、使用開始区域内の新たな受益者は事業費相当分とする。 一括納付の場合は18万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 5年分割又は一括納付</p>	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 分担金の額 建築物等一戸につき20万円。 前納による割引制度はなし。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 5年分割又は一括納付</p>	該当なし	<p>【負担金、分担金】</p> <p>負担金、分担金は、事業認可時に賦課金額を周知しており変更することができないため、合併までに事業認可又は採択を受けた事業については現状のまま新市に引き継ぎ、合併後に新たな認可又は採択を受ける事業については新市の算定方式により統一する。</p> <p>負担金・分担金統一細目</p> <p>① 下水道事業の負担金については、合併後に事業認可を受ける酒田市の算定方式「末端管渠費の1/5を負担する」とする。</p> <p>② 集落排水事業の負担金については、合併後に事業認可を受けるのが酒田市だけであり、合併後は酒田市の例による。</p> <p>③ 浄化槽事業の分担金については、下水道・集落排水事業と同額程度の負担となるよう調整する。</p>
集落排水事業	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 各施行地区毎に事業費の5%相当を受益戸数（公共ますの設置予定数）で除した額。上限は、6.75%。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 事業実施の翌年度（年2回）に徴収前納による割引制度はなし。</p>	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 1使用者につき20万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 供用開始年度から5年分割（年3回）で徴収 一括納付の場合は18万円。</p>	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 一受益者につき20万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 事業着手年度又は排水施設に加入した年度から当該年度を含む4年間。 前納による割引制度はなし。</p>	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 1世帯又は1事業所につき10万円。複数の公共枿を設置する場合は公共枿の数に10万円を乗じた額。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 排水施設の加入申込みのあった日の属する月の翌月の末日まで 前納による割引制度はなし。</p>	
浄化槽市町村整備推進事業	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 分担金の額 ① 10人槽まで 浄化槽1基につき30万円。 ② 10人槽以上 市の設置工事費に0.3を乗じた額。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 浄化槽設置の翌年度から5年間前納による割引制度はなし。</p>	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 1使用者につき20万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 供用開始年度から5年分割（年3回）で徴収 一括納付の場合は18万円。</p>	該当なし	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 分担金の額 1基につき10万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 浄化槽設置工事が完了した日の属する月の翌月の末日まで 前納による割引制度はなし。</p>	

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 2 4 - (1 4)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																							
調整方針（案）		(4) 浄化槽補助金については、合併までに調整する。																																																																							
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																					
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																					
<p>【内容】 農村地域の浄化槽設置者に対して、国庫補助基準額に上乗せした金額を補助金として交付する。 浄化槽設置の翌年度から3年間維持管理補助金を交付する。</p> <p>【補助対象地区】 公共下水道、流域下水道、農業集落排水、浄化槽市町村整備推進事業、酒田都市計画区域内の工業専用地域以外の地区</p> <p>【補助対象者】 浄化槽設置補助金 補助対象地域の浄化槽設置者。専用事業所も補助対象としている。 維持管理補助金 10人槽以下の住宅の浄化槽設置補助金交付者。</p> <p>【補助金額】 (1)浄化槽設置補助金 15人槽まで 補助対象事業費から30万円を除いた額。上限あり。 15人槽以上 補助申請事業費に0.3を乗じて得た額を除いた額。上限あり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th colspan="2">補助限度額</th> </tr> <tr> <td></td> <th>酒田市内</th> <th>飛島地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～6人槽</td> <td>750千円</td> <td>1,800千円</td> </tr> <tr> <td>7～9人槽</td> <td>937千円</td> <td>2,094千円</td> </tr> <tr> <td>10～14人槽</td> <td>1,343千円</td> <td>2,955千円</td> </tr> <tr> <td>15～19人槽</td> <td>1,610千円</td> <td>3,087千円</td> </tr> <tr> <td>20～24人槽</td> <td>1,918千円</td> <td>3,675千円</td> </tr> <tr> <td>25～29人槽</td> <td>2,322千円</td> <td>4,201千円</td> </tr> <tr> <td>30人槽以上</td> <td>2,667千円</td> <td>4,642千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)維持管理補助金 人槽により定額補助 5～6人槽 25千円 7～9人槽 27千円 10人槽 32千円</p>	人槽	補助限度額			酒田市内	飛島地区	5～6人槽	750千円	1,800千円	7～9人槽	937千円	2,094千円	10～14人槽	1,343千円	2,955千円	15～19人槽	1,610千円	3,087千円	20～24人槽	1,918千円	3,675千円	25～29人槽	2,322千円	4,201千円	30人槽以上	2,667千円	4,642千円	<p>【内容】 公共下水道区域及び農業集落排水処理整備区域を除く地域の浄化槽設置者に対して、設置に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>【補助対象地区】 公共下水道区域及び農業集落排水処理整備計画区域外</p> <p>【補助対象者】 10人槽以下の住宅（併用住宅を含む）の浄化槽設置者。</p> <p>【補助金額】 (1)浄化槽設置補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>工事基準額</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>940千円</td> <td>740千円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>1,100千円</td> <td>900千円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>1,400千円</td> <td>1,200千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事基準額と補助限度額との差200千円は受益者負担となる。</p> <p>(2)維持管理補助金 なし</p>	人槽	工事基準額	補助限度額	5人槽	940千円	740千円	6～7人槽	1,100千円	900千円	8～10人槽	1,400千円	1,200千円	該当なし	<p>【内容】 浄化槽設置事業区域内の浄化槽設置者に対して、国庫補助基準額にさらに上乗せした金額を補助金として交付する。 単独浄化槽を設置している者が単独浄化槽を廃止して、合併処理浄化槽を設置する場合及び放流ポンプ槽を設置する場合に補助金を交付する。</p> <p>【補助対象地区】 平田町農業集落排水計画区域を除いた地域</p> <p>【補助対象者】 浄化槽設置補助金 単独浄化槽を廃止し合併処理浄化槽を設置する者。</p> <p>【補助金額】 (1)浄化槽設置補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>1,100千円</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>1,200千円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>1,400千円</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>1,900千円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>2,095千円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>3,657千円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽以上</td> <td>4,829千円</td> </tr> <tr> <td>51人槽以上</td> <td>5,474千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>単独浄化槽撤去 1事業5万円 放流ポンプ槽設置 放流ポンプ設置基準額を限度とする。</p> <p>(2)維持管理補助金 住宅</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>29,400円</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td>35,700円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>39,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区集会所 1地区 20,000円</p>	人槽	補助限度額	5人槽	1,100千円	6人槽	1,200千円	7人槽	1,400千円	8人槽	1,500千円	10人槽	1,900千円	11～20人槽	2,095千円	21～30人槽	3,657千円	31～50人槽以上	4,829千円	51人槽以上	5,474千円	5人槽	29,400円	6人槽	31,500円	7人槽	33,600円	8人槽	35,700円	10人槽	39,900円	<p>合併処理浄化槽補助金については、合併までに調整する。</p> <p>合併処理浄化槽設置補助金統一細目 合併処理浄化槽設置補助金は、下水道・集落排水事業の負担金等と同額程度の負担となるよう調整する。</p>
人槽	補助限度額																																																																								
	酒田市内	飛島地区																																																																							
5～6人槽	750千円	1,800千円																																																																							
7～9人槽	937千円	2,094千円																																																																							
10～14人槽	1,343千円	2,955千円																																																																							
15～19人槽	1,610千円	3,087千円																																																																							
20～24人槽	1,918千円	3,675千円																																																																							
25～29人槽	2,322千円	4,201千円																																																																							
30人槽以上	2,667千円	4,642千円																																																																							
人槽	工事基準額	補助限度額																																																																							
5人槽	940千円	740千円																																																																							
6～7人槽	1,100千円	900千円																																																																							
8～10人槽	1,400千円	1,200千円																																																																							
人槽	補助限度額																																																																								
5人槽	1,100千円																																																																								
6人槽	1,200千円																																																																								
7人槽	1,400千円																																																																								
8人槽	1,500千円																																																																								
10人槽	1,900千円																																																																								
11～20人槽	2,095千円																																																																								
21～30人槽	3,657千円																																																																								
31～50人槽以上	4,829千円																																																																								
51人槽以上	5,474千円																																																																								
5人槽	29,400円																																																																								
6人槽	31,500円																																																																								
7人槽	33,600円																																																																								
8人槽	35,700円																																																																								
10人槽	39,900円																																																																								

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																																																		
調整方針（案）		(5) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、合併後は酒田市の例により統一する。																																																																																																		
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																																																
酒田市		八幡町		松山町		平田町																																																																																														
調整方針		該当なし																																																																																																		
<p>酒田市水洗便所等改造資金融資あっせん</p> <p>【対象工事】 ①下水道に接続するために既設のくみ取り便所を水洗便所に接続する工事 ②既設の浄化槽を廃止し、汚水管を下水道に接続する工事 ③上記の工事と同時に行う水洗便所以外の炊事・風呂などの工事</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 対象者1件当たり150万円（1万円単位、2回の分割も可） (2)利率 1.85%固定金利（8/1,2/1の長期プライムレート+0.2%） (3)返済方法 5年以内の元金均等月賦償還</p> <p>【利子補給】 ①供用開始後2年以内に工事完了 貸付金利の全額を利子補給 ②供用開始後2年を超え3年以内に工事完了 貸付金利1/2を利子補給 ただし、年利6%以上の場合は、3%を超える分を利子補給 ③供用開始後3年を経過して工事完了 利子補給なし</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 4,663,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>151件</td> <td>149件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>1億1,225万円</td> <td>1億1,503万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100～150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>85件</td> <td>73件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>6,438万円</td> <td>5,379万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	151件	149件	融資総額	1億1,225万円	1億1,503万円	融資限度額	100万円	100～150万円		H14	H15	件数	85件	73件	融資総額	6,438万円	5,379万円	融資限度額	150万円	150万円	<p>酒田市農業集落排水水洗トイレ等改造資金融資あっせん</p> <p>【対象工事】 水洗化工事及び付帯工事（衛生工事、給水工事、大工工事）</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 1件あたり150円（1万円単位） 分割融資は2回まで （合計額は150万円以内とする） (2)利率 基準日の長期プライムレート+0.2=貸付利率 H15.3～8月の利率は1.85% (3)返済方法 5年（60回）以内の毎月元金均等償還（繰上償還可能）</p> <p>【利子補給】 ①供用開始告示日から2年以内に工事完了 全額利子補給 ②供用開始告示日から2年を超え3年以内に工事完了 貸付利率が年6%の場合は利子の1/2の額 年6%を超える場合は年3%を超える分を利子補給 ③供用開始告示日から3年を経過して工事を完了した場合 利子補給なし（融資あっせんのみ）</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 1,192,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>15件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>1,080万円</td> <td>1億3,650万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>19件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>2,072万円</td> <td>804万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	15件	16件	融資総額	1,080万円	1億3,650万円	融資限度額	100万円	100万円		H14	H15	件数	19件	9件	融資総額	2,072万円	804万円	融資限度額	150万円	150万円	<p>八幡町公共下水道排水設備等改造資金融資幹旋</p> <p>【対象工事】 ①下水道に接続するために既設のくみ取り便所を水洗便所に接続する工事 ②既設の浄化槽を廃止し、汚水管を下水道に接続する工事 ③上記の工事と同時に行う水洗便所以外の炊事・風呂などの工事</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 対象者1件当たり100万円 (2)利率 2.5%固定金利 (3)返済方法 4年以内の、元金均等月賦償還</p> <p>【利子補給】 ①供用開始後3年以内に工事完了 貸付金利3.5%を超える分を利子補給。 ②供用開始後3年を経過して工事完了 利子補給なし。</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 0円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	0件	0件	融資総額	0万円	0万円	融資限度額	0万円	0万円		H14	H15	件数	0件	0件	融資総額	0万円	0万円	融資限度額	0万円	0万円	<p>松山町排水設備等設置改造資金融資あっせん及び利子補給</p> <p>【対象工事】 排水設備の設置工事及び水洗化工事（配管、衛生、給水、大工工事等）</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 一世帯、1件として100万円以内の金額（10万円単位） (2)利率 基準日（8/1及び2/1）の長期プライムレート+0.2%（平成15年3～8月：1.85%）翌年より6ヶ月間適用 (3)返済方法 5年（60回）以内の毎月償還（元金均等、元利金等は金融機関と協議）</p> <p>【利子補給】 ①供用開始後1年以内に工事完了 貸付金利の全額を利子補給。 ②供用開始後1年を超え3年以内に工事完了 貸付金利1/2を利子補給。 ③供用開始後3年を経過して工事完了 利子補給なし（融資あっせん対象外）</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 752,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>22件</td> <td>65件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>2,050万円</td> <td>5,030万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>27件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>2,200万円</td> <td>1,290万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	22件	65件	融資総額	2,050万円	5,030万円	融資限度額	100万円	100万円		H14	H15	件数	27件	18件	融資総額	2,200万円	1,290万円	融資限度額	100万円	100万円	<p>酒田市の例により統一する。</p>
	H12	H13																																																																																																		
件数	151件	149件																																																																																																		
融資総額	1億1,225万円	1億1,503万円																																																																																																		
融資限度額	100万円	100～150万円																																																																																																		
	H14	H15																																																																																																		
件数	85件	73件																																																																																																		
融資総額	6,438万円	5,379万円																																																																																																		
融資限度額	150万円	150万円																																																																																																		
	H12	H13																																																																																																		
件数	15件	16件																																																																																																		
融資総額	1,080万円	1億3,650万円																																																																																																		
融資限度額	100万円	100万円																																																																																																		
	H14	H15																																																																																																		
件数	19件	9件																																																																																																		
融資総額	2,072万円	804万円																																																																																																		
融資限度額	150万円	150万円																																																																																																		
	H12	H13																																																																																																		
件数	0件	0件																																																																																																		
融資総額	0万円	0万円																																																																																																		
融資限度額	0万円	0万円																																																																																																		
	H14	H15																																																																																																		
件数	0件	0件																																																																																																		
融資総額	0万円	0万円																																																																																																		
融資限度額	0万円	0万円																																																																																																		
	H12	H13																																																																																																		
件数	22件	65件																																																																																																		
融資総額	2,050万円	5,030万円																																																																																																		
融資限度額	100万円	100万円																																																																																																		
	H14	H15																																																																																																		
件数	27件	18件																																																																																																		
融資総額	2,200万円	1,290万円																																																																																																		
融資限度額	100万円	100万円																																																																																																		

協議第 3 1 号

協定項目 2 4 - (1 5)

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北 庄 内 合 併 協 議 会
会 長 阿 部 寿 一

記

建設関係事業の取扱いについて

[土木関係事業]

- (1) 市町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 除雪については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。
- (3) 道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を踏まえ合併までに統一する。
- (4) 道路の占用手数料については、国の基準により合併時に統一する。

[住宅関係事業]

- (1) 公営住宅の管理については、酒田市の例により合併時に統一する。ただし、使用料は当面の間現行のとおりとし、合併後に制度改正にあわせて調整する。
- (2) 住宅資金貸付事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。

[都市計画関係事業等]

- (1) 都市計画、区域区分及び都市計画マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に策定する。
- (2) 景観事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな景観条例を制定する。
- (3) 公園都市構想については、酒田市の例により合併時に統一する。
- (4) 都市計画関係の補助事業については、酒田市の例を基本として合併時に実施する。
- (5) 建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔土木関係〕（1）市町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

市町道の現状	所管部会・分科会				建設部会・土木分科会
	酒田市	八幡町	松山町	平田町	合計
実延長(m)	667,794.3 m	104,045.5 m	57,662.0 m	114,421.4 m	943,923.2 m
面積(m ²)	4,505,499.0 m ²	608,850.0 m ²	519,902.0 m ²	650,526.0 m ²	6,284,777.0 m ²
改良済延長(m)	486,039.0 m	68,177.2 m	39,872.1 m	93,478.0 m	687,566.3 m
改良率	72.8 %	65.5 %	69.1 %	81.7 %	72.8 %
舗装済延長(m)	660,032.7 m	66,219.0 m	55,598.6 m	96,307.0 m	878,157.3 m
舗装率	98.8 %	63.6 %	96.4 %	84.2 %	93.0 %
自動車交通不能道延長(m)	10,867.1 m	556.0 m	0.0 m	2,566.9 m	13,990.0 m
歩道延長(m)	155,178.6 m	7,481.1 m	12,089.0 m	5,122.9 m	179,871.6 m
地下道延長(m)	542.5 m	0.0 m	0.0 m	0.0 m	542.5 m
橋梁(個所、延長)	284 橋 4,296.8 m	65 橋 914.6 m	43 橋 273.7 m	106 橋 1,229.0 m	498 橋 6,714.1 m
ポケットパーク(個所)	7 箇所	0 箇所	1 箇所	0 箇所	8 箇所

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
道路認定基準	酒田市では、市道を認定する際の基準として土木課の内規をもうけている。	八幡町では、町道を認定する際の基準として建設環境課の内規をもうけている。		平田町では、町道を認定する際の基準として建設課の内規をもうけている。昭和62年4月1日	現在の市道、町道は、新市に引き継ぐ。認定基準は、合併時に酒田市の例により統一する。
1. 認定の範囲	道路認定基準 1. 認定の範囲 (1)公道から公道に連絡する道路又は、公道から重要な公共施設に連絡する道路であるもの。 (2)国道又は県道の路線変更及び廃止に伴い、その区間で市道として存置する必要がある道路であるもの。 (3)集落形成上、公共性が高いと認められるもの。 (4)袋小路については、原則として市道として認めない。 (5)その他道路管理者が必要と認めたもの。	平成9年八幡町町道認定基準 次のいずれかにの事項に該当するもの。 1.生活路線で2世帯以上の連たん道路 2.公共施設等に通じる道路 3.町道及び集落等を結ぶ道路 4.集落で維持管理し、町道に等しい道路 5.除雪ができる道路に整備可能な道路	道路認定基準 1. 認定の範囲 (1)公道から公道に連絡する道路又は、公道から重要な公共施設に連絡する道路であるもの。 (2)国道又は県道の路線変更及び廃止に伴い、その区間で町道として存置する必要がある道路であるもの。 (3)集落形成上、公共性が高いと認められるもの。 (4)袋小路については、原則として町道として認めない。 (5)その他道路管理者が必要と認めたもの。	道路認定基準 1. 幅員の構成 道路幅員が全幅で4.5m以上あること。(ただし、区画整理、開発行為で築造されるものは6.0m以上あること。) 2. 構造 区画整理事業で築造されたものは舗装済であること。 3. 認定の範囲 (1)生活路線で2世帯以上の連なる道路。 (2)公共施設に通ずる道路。 (3)町道及び集落等を結ぶ道路。 (4)集落で維持管理し、町道に等しい道路。 (5)除雪が出来る道路に整備可能な道路。 (6)農村事業により施工した道路。	
2. 寄付による町道認定の要件	寄付による町道認定の要件 (1)所有権を移転できるものであること。また、工作物等がある場合は、撤去すること。ただし、道路に必要な道路付属施設並びに工作物は、この限りではない。 (2)必要部分を分筆し、所有権移転登記できる状態にし、所有権以外の権利(質権、抵当権、先取特権、その他の担保物権)がないものであること。		寄付による町道認定の要件 (1)道路用地として寄付を受ける土地は、所有権を移転できるものであること。また、工作物等がある場合は、撤去すること。ただし、道路に必要な道路付属施設並びに工作物は、この限りではない。 (2)寄付する道路用地は、必要部分を分筆し、所有権移転登記できる状態にし、所有権以外の権利(質権、抵当権、先取特権、その他の担保物権)がないこと。	寄付による町道認定の要件 (1)所有権を移転できるものであること。また、工作物等がある場合は、撤去すること。ただし、道路に必要な道路付属施設並びに工作物は、この限りではない。 (2)必要部分を分筆し、所有権移転登記できる状態にし、所有権以外の権利(質権、抵当権、先取特権、その他の担保物権)がないものであること。	

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて				
調整方針（案）		〔土木関係〕（2）除雪については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。				
		所管部会・分科会			建設部会・土木分科会	
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
道路除雪関連事業	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 587.3km 市道延長 664.3km 除雪率 88.4% ・凍結防止剤散布延長45.7km ・歩道除雪延長 49.4km	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 101.6km 町道延長 106.9km 除雪率 95.0% ・凍結防止剤散布延長1.0km ・歩道除雪延長 1.8km	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 53.0km 町道延長 57.7km 除雪率 91.9% ・凍結防止剤散布延長 0km ・歩道除雪延長 7.8km	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 91.0km 町道延長 125.7km 除雪率 72.4% ・凍結防止剤散布延長 0km ・歩道除雪延長 7.3km	・1市3町で事務事業内容が異なる。 ・除雪規模 ・委託範囲、内容 ・出勤基準 ・連絡、指示系統 ・除雪機械（自前、リース、借り上げ）、除雪車庫の維持管理 ・公共施設の除雪体制 ・これまでの除雪レベルを下げることはできないので、今の体制を維持する必要がある。	現状のまま新市に引き継ぐ。
歩道及び狭隘道路除雪特別対策事業	歩道及び狭隘道路除雪特別対策事業 〔内容〕 除雪指定路線以外の生活道路で、沿線に概ね3戸以上の住居がある路線や通学路に指定されている歩道等の除雪について、自主的に組織された団体から除雪をしてもらい、その実績に応じて支払う補助金。 補助金額20円/㎡以内	該当なし	該当なし	歩道及び狭隘道路除雪特別対策事業 除雪指定路線以外の生活道路で、沿線に概ね3戸以上の住居がある路線や通学路に指定されている歩道等の除雪について、自主的に組織された団体から除雪をしてもらい、その実績に応じて支払う補助金。 補助金額2,000円/1h以内	・制度の統一が課題。 ・自主除雪支援制度は酒田市、平田町に制度がある。しかし、補助基準や対象、金額に違いがあるため、一元化する必要がある。酒田市と同じ基準で全市全域を対象とした場合、財政負担が増となる。 ・酒田市、平田町の制度に違いがあるので合併までに調整する必要がある。	新市発足まで一元化する。
市町道の囲い設置費補助金	市道の囲い設置費補助金 冬季間の道路交通の安全を確保するために、公民館地区の地元自治会が設置している雪囲いについて、経費の一部を補助金として交付。	町道の囲い設置委託 季間の道路交通の安全を確保するために、木製の雪囲い地区住民が設置していて、経費の一部を委託料として支払う。	該当なし	該当なし	・制度の統一が課題。 ・酒田市、八幡町の制度に違いがあるので合併までに調整する必要がある。	新市発足まで一元化する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 2 4 - (1 5)		建設関係事業の取扱いについて					
調整方針（案）		〔土木関係〕（3）道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を踏まえ合併までに統一する。					
						所管部会・分科会	建設部会・土木分科会
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針	
地元管理道路側溝整備等補助事業	<p>地元管理道路側溝整備事業</p> <p>補助対象事業及び補助率 地元管理道路の側溝整備を促進し生活環境の向上を目的に、工事費に係る2/3以内の額を補助する。</p>	<p>八幡町建設事業補助金 区で行う事業に対して補助金を交付する。</p> <p>補助対象事業及び補助率 下記の事業区分、事業内容に対して補助対象事業費の50%で限度額70万円を補助する。 (1)道路整備事業 国、県、町道以外の道路新設事業、道路改良事業、道路舗装事業 (2)下水路整備事業 区内の下水路整備工事 (3)水路整備工事 区内の水路整備工事 (4)遊園地等整備事業 区内の遊園地及び遊具整備工事</p>	該当なし	該当なし	<p>・酒田市の地元管理道路側溝整備事業と八幡町の建設事業補助金と調整が必要。 ・八幡町では、地元管理の生活道路の簡易舗装を自己負担しても実施する場合を想定している。 ・八幡町の実績では、(4)遊園地等整備事業はない。また、(2)下水路整備事業(3)水路整備工事は、酒田市の側溝整備事業できるので、(1)道路整備事業は、農村地区道路補修舗装工事が酒田市の例により舗装が対象になるのであれば、一定程度は対象となる。</p>	新市発足まで一元化する。	
農村地区道路舗装補修事業	市道認定外の官地や各集落管理道路を対象として、約12,500㎡の簡易舗装作業。	該当なし	該当なし	町道認定外の官地や各集落管理道路を対象として、約2,500㎡の簡易舗装作業。	要望が多いため、予算に合わせて計画的に実施している状況にある。	酒田市の例により一元化する。	
草刈協力 (市道、町道、河川部分)	<p>1. 市道草刈 道路パトロールと委託により実施。</p> <p>2. 市道法面草刈負担金 平成4年度に創設した制度で、農村地域における市道両端の法面や路肩の草刈作業の実施に際し、1.0m幅の作業に対し地元負担金を支出。 作業回数は年2回。19円/㎡</p>	町道法面草刈委託委託により実施。	該当なし	<p>全ての町道河川の草刈協力者に謝礼の支払い</p> <p>1時間300円</p>	<p>制度の統一が課題。 ・酒田市、平田町の制度に違いがあるので合併までに調整する必要がある。</p>	新市発足まで一元化する。	

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	〔土木関係〕(3)道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を踏まえ合併までに統一する。

所管部会・分科会 建設部会・土木分科会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
河川維持管理事業	<p>1. 日向川河川敷地広場維持管理事業 山形県が多目的スポーツ広場として整備。 日向川大正橋付近の維持管理費 左岸 本楯コミセン 18,138㎡ 右岸 南遊佐コミセン 13,493㎡</p> <p>2. 河川堤外草刈事業 18自治会に作業を依頼。</p> <p>3. 落野目グラウンドゴルフ場維持管理事業 地元に維持管理を依頼。</p> <p>4. 袖浦川維持管理 危険個所の点検・補修、草刈除草</p>	<p>日向川河川敷地広場維持管理</p> <p>多目的スポーツ広場 左岸 鳥海橋 1,000㎡ 右岸 下黒川橋 1,000㎡</p>	親水広場	<p>1. 吉ヶ沢河川公園(山形県) 相沢川右岸 2,500㎡</p> <p>2. 河川堤内草刈事業 町内全域の耕地に面した河川の堤内草刈を全町39自治会に依頼。</p> <p>3. ほたるの里維持管理事業 相沢川旧河川敷施設15,000㎡</p> <p>4. 水辺の学校 やすらぎの水辺維持管理事業</p>	<p>・1市3町で管理方法が異なる。 ・酒田市の場合、河川敷地広場維持管理事業について市3割地元7割の割合として市の負担分で委託する。草刈事業は5円/㎡を地区に補助している。 ・八幡町は河川敷の管理は地区のボランティア、堤体は委託。 ・松山町は、グラウンドは教育委員会、親水広場は建設。 ・平田町は委託と謝礼。</p>	新市発足まで一元化する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて																																																																																																		
調整方針（案）		〔土木関係〕（4）道路の占用手数料については、国の基準により合併時に統一する。																																																																																																		
				所管部会・分科会	建設部会・土木分科会																																																																																															
市町道の占用料																																																																																																				
酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題																																																																																																
酒田市道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)	八幡町道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)	松山町道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)	平田町道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)																																																																																																	
<p>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</p> <table border="1"> <tr><td>占用物件</td><td>単 位</td><td>占用料</td></tr> <tr><td>第1種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>第3種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>第1種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>930円</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>第3種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>2,100円</td></tr> <tr><td>その他の柱類</td><td>1本につき1年</td><td>72円</td></tr> <tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>10円</td></tr> <tr><td>地下電線その他地下に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>5円</td></tr> <tr><td>路上に設ける変圧器</td><td>1個につき1年</td><td>700円</td></tr> <tr><td>地下に設ける変圧器</td><td>占用面積1平方mにつき</td><td>80円</td></tr> <tr><td>変圧塔その他これに類するもの</td><td>1個につき1年</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>郵便差出箱及び公衆電話所</td><td>1個につき1年</td><td>600円</td></tr> <tr><td>広告塔</td><td>表示面積1平方mにつき1年</td><td>4,400円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,400円</td></tr> </table>	占用物件	単 位	占用料	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	第2種電柱	1本につき1年	1,600円	第3種電柱	1本につき1年	2,200円	第1種電話柱	1本につき1年	930円	第2種電話柱	1本につき1年	1,500円	第3種電話柱	1本につき1年	2,100円	その他の柱類	1本につき1年	72円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10円	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	5円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	80円	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,400円	郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	600円	広告塔	表示面積1平方mにつき1年	4,400円	その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,400円		<p>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</p> <table border="1"> <tr><td>占用物件</td><td>単 位</td><td>占用料</td></tr> <tr><td>第1種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>770円</td></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第3種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>第1種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>690円</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>第3種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>その他の柱類</td><td>1本につき1年</td><td>53円</td></tr> <tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>7円</td></tr> <tr><td>地下電線その他地下に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>4円</td></tr> <tr><td>路上に設ける変圧器</td><td>1個につき1年</td><td>520円</td></tr> <tr><td>地下に設ける変圧器</td><td>占用面積1平方mにつき</td><td>360円</td></tr> <tr><td>変圧塔その他これに類するもの</td><td>1個につき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>郵便差出箱及び公衆電話所</td><td>1個につき1年</td><td>450円</td></tr> <tr><td>広告塔</td><td>表示面積1平方mにつき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,100円</td></tr> </table>	占用物件	単 位	占用料	第1種電柱	1本につき1年	770円	第2種電柱	1本につき1年	1,200円	第3種電柱	1本につき1年	1,600円	第1種電話柱	1本につき1年	690円	第2種電話柱	1本につき1年	1,100円	第3種電話柱	1本につき1年	1,500円	その他の柱類	1本につき1年	53円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7円	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	360円	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,100円	郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	450円	広告塔	表示面積1平方mにつき1年	1,100円	その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,100円		<p>・道路占用料は、国の基準により、市と町村で適用する表が異なる。大都市は甲、市は乙、町村は丙。合併後は、市の基準によることになる。</p> <p>・市に合わせた場合、影響が大きいのは電柱占用料で東北電力やNTTの占用料が30%以上あがる。</p>
占用物件	単 位	占用料																																																																																																		
第1種電柱	1本につき1年	1,000円																																																																																																		
第2種電柱	1本につき1年	1,600円																																																																																																		
第3種電柱	1本につき1年	2,200円																																																																																																		
第1種電話柱	1本につき1年	930円																																																																																																		
第2種電話柱	1本につき1年	1,500円																																																																																																		
第3種電話柱	1本につき1年	2,100円																																																																																																		
その他の柱類	1本につき1年	72円																																																																																																		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10円																																																																																																		
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	5円																																																																																																		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円																																																																																																		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	80円																																																																																																		
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,400円																																																																																																		
郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	600円																																																																																																		
広告塔	表示面積1平方mにつき1年	4,400円																																																																																																		
その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,400円																																																																																																		
占用物件	単 位	占用料																																																																																																		
第1種電柱	1本につき1年	770円																																																																																																		
第2種電柱	1本につき1年	1,200円																																																																																																		
第3種電柱	1本につき1年	1,600円																																																																																																		
第1種電話柱	1本につき1年	690円																																																																																																		
第2種電話柱	1本につき1年	1,100円																																																																																																		
第3種電話柱	1本につき1年	1,500円																																																																																																		
その他の柱類	1本につき1年	53円																																																																																																		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7円																																																																																																		
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円																																																																																																		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円																																																																																																		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	360円																																																																																																		
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,100円																																																																																																		
郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	450円																																																																																																		
広告塔	表示面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																																		
その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																																		
<p>法第32条第1項第2号に掲げる物件</p> <table border="1"> <tr><td>外径が0.1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>48円</td></tr> <tr><td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>72円</td></tr> <tr><td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>95円</td></tr> <tr><td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>190円</td></tr> <tr><td>外径が0.4m以上1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>480円</td></tr> <tr><td>外径が1m以上のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>950円</td></tr> </table>	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	72円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	95円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	190円	外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	480円	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	950円		<p>法第32条第1項第2号に掲げる物件</p> <table border="1"> <tr><td>外径が0.1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>36円</td></tr> <tr><td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>53円</td></tr> <tr><td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>71円</td></tr> <tr><td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>140円</td></tr> <tr><td>外径が0.4m以上1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>360円</td></tr> <tr><td>外径が1m以上のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>710円</td></tr> </table>	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	53円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	71円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	140円	外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	360円	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	710円																																																														
外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48円																																																																																																		
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	72円																																																																																																		
外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	95円																																																																																																		
外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	190円																																																																																																		
外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	480円																																																																																																		
外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	950円																																																																																																		
外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36円																																																																																																		
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	53円																																																																																																		
外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	71円																																																																																																		
外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	140円																																																																																																		
外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	360円																																																																																																		
外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	710円																																																																																																		
<p>法第32条第1項第3号に掲げる施設</p> <table border="1"> <tr><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,400円</td></tr> </table>	占用面積1平方mにつき1年	1,400円		<p>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</p> <table border="1"> <tr><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,100円</td></tr> </table>	占用面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																														
占用面積1平方mにつき1年	1,400円																																																																																																			
占用面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																																			
<p>法第32条第1項第4号に掲げる施設</p> <table border="1"> <tr><td>日よけ、雨よけ、雪よけ、 占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>その他これらに類する施設 アーケード 占用面積1平方mにつき1年</td><td>280円</td></tr> </table>	日よけ、雨よけ、雪よけ、 占用面積1平方mにつき1年	1,400円	その他これらに類する施設 アーケード 占用面積1平方mにつき1年	280円																																																																																																
日よけ、雨よけ、雪よけ、 占用面積1平方mにつき1年	1,400円																																																																																																			
その他これらに類する施設 アーケード 占用面積1平方mにつき1年	280円																																																																																																			

協定項目 2 4 - (1 5)		建設関係事業の取扱いについて		
調整方針(案)		〔土木関係〕(4)道路の占有手数料については、国の基準により合併時に統一する。		
		<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">所管部会・分科会</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">建設部会・土木分科会</div>		
市町道の占用料				
酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題
法第32条第1項第5号に掲げる施設 上空に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 2,900円 地下に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 1,500円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1年 1,400円		法第32条第1項第5号に掲げる施設 上空に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 710円 地下に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 360円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1年 1,100円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 占有面積1平方mにつき1日 44円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1月 440円		法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 占有面積1平方mにつき1日 11円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1月 110円		
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板(アーチであるものを除く) 一時的に設けるもの 表示面積1平方mにつき1月 400円 その他のもの 表示面積1平方mにつき1年 4,400円 標識 1本につき1年 1,100円 旗ざお 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 1本につき1日 44円 その他のもの 1本につき1月 440円 幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの その面積1平方mにつき1日 44円 その他のもの その面積1平方mにつき1月 440円 アーチ 車道を横断するもの 1基につき1月 4,400円 その他のもの 1基につき1月 2,200円		道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板(アーチであるものを除く) 一時的に設けるもの 表示面積1平方mにつき1月 110円 その他のもの 表示面積1平方mにつき1年 1,100円 標識 1本につき1年 850円 旗ざお 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 1本につき1日 11円 その他のもの 1本につき1月 110円 幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの その面積1平方mにつき1日 11円 その他のもの その面積1平方mにつき1月 110円 アーチ 車道を横断するもの 1基につき1月 1,100円 その他のもの 1基につき1月 540円		
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料 占有面積1平方m 440円 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 140円		令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料 占有面積1平方m 110円 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 110円		

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて				
調整方針（案）		〔住宅関係〕（1）公営住宅の管理については、酒田市の例により合併時に統一する。ただし、使用料は当面の間現行のとおりとし、合併後に制度改正にあわせて調整する。				
		所管部会・分科会			建設部会・都市整備分科会	
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
公営住宅管理	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 模様替えなどの承認</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 入居者が負担</p>	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 模様替えなどの承認</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 入居者が負担</p>	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 維持管理委託 緑地管理委託</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 町が負担</p>	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 模様替えなどの承認</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 町が負担</p>	<p>・管理内容は、1市3町で概ね同じ。</p> <p>・共用部分の電気料、水道料等は、酒田、八幡は、入居者の代表に請求が行き、代表者が集金して支払っている。一元化の際は、入居者の負担を原則とすることとする。</p> <p>・樹木等の管理 酒田は、入居者の協力をお願いしているがなかなか行き届かない。そのようなところは、外注や職員での対応となっている。</p> <p>平田は、消毒のみ町が行っている。</p>	合併時に酒田市の例により一元化する。
公営住宅入居者管理	<p>【入居者の募集】</p> <p>告示や市広報、市ホームページ、ホームページ、山形県すまい情報センターホームページ等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)酒田市内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>(2)諸税を滞納していないこと。</p> <p>(3)老人、単身住宅あり（入居資格やアパートは、事務取扱に規定）</p> <p>(4)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。公開抽選には、優先措置（母子、障害者、高齢者、多子、生活保護世帯）がある。</p> <p>【市営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 713戸 （うち政策空家37戸）</p> <p>【駐車料】</p> <p>1台700円/月</p>	<p>【入居者の募集】</p> <p>告示や町広報等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)同居者がいること。</p> <p>(2)収入が20万円以下で住宅に困窮していること。</p> <p>(3)町税を滞納していないこと。</p> <p>(4)特公賃住宅あり。（入居資格等は、八幡町特定公共賃貸住宅条例、施行規則に規定）</p> <p>(5)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。</p> <p>【町営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 公営住宅 43戸 特定公共賃貸住宅 3戸 計46戸</p> <p>【駐車料】</p> <p>なし</p>	<p>【入居者の募集】</p> <p>告示や町広報等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。</p> <p>(2)諸税を滞納していないこと。</p> <p>(3)住宅に困窮していることが明らかかなものであること。</p> <p>(4)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。</p> <p>【町営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 13戸</p> <p>【駐車料】</p> <p>なし</p>	<p>【入居者の募集】</p> <p>広報、町ホームページ、等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)平田町内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>(2)諸税を滞納していないこと。</p> <p>(3)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。公開抽選には、優先措置（母子、障害者、高齢者、多子、生活保護世帯）がある。</p> <p>【町営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 32戸</p> <p>【駐車料】</p> <p>なし</p>	<p>【入居者の募集等】</p> <p>1市3町で取扱いがほぼ同じ。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>酒田市は、市内在住かつ勤務場所を有する方とし、3町は人口増の期待をもって町外からの申し込みを受けているが、現実的には酒田飽海管内からの申し込みしかない。</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>・判定表や審査会が、個人情報を取扱い、判定する情報の収集や事務量を考えると、全市で審査によることはできないため、入居者の選考は、公開抽選の酒田市の例によることとする。</p> <p>【使用料(家賃)】</p> <p>家賃の試算は、当初、利便性係数を統一するという方針で臨んだが、地域格差の統一が課題となった。山形県が、この点について見直しを進めており、国の制度改正にあわせて対応することが適当である。</p> <p>【駐車料】</p> <p>・酒田は集合住宅だけで一戸建てがないため1台700円としている。一戸建ての場合は土地と建物を貸しているという考え方だが、利用者負担を求めべきであることから、土地評価額により駐車料を算出する。</p> <p>・一戸建ても一台分の車庫証明を出しているため、一台分の駐車場代の理解が必要。</p>	酒田市の例により一元化する。但し、使用料は現状のままとし、制度改正にあわせて調整する。
公営住宅収納管理	<p>【家賃収入】</p> <p>入居者663戸のうち約500戸（駐車場については437戸中、335戸）が口座振替を選択している。</p> <p>【敷金】</p> <p>入居時の家賃3ヶ月分。入居者が退去する時、家賃の未納又は損害賠償に該当する事項があるときは、これを控除した額を還付。</p>	<p>【家賃収入】</p> <p>入居者全員に対し、年度当初一年分の住宅家賃納付額告知書を送付。</p> <p>【敷金】</p> <p>入居時の家賃3ヶ月分。入居者が退去する時、家賃の未納又は損害賠償に該当する事項があるときは、これを控除した額を還付。</p>	<p>【家賃収入】（家賃収入について）</p> <p>入居者13戸全てが納付書による支払いを行っている。</p> <p>【敷金】</p> <p>なし</p>	<p>【家賃収入】</p> <p>入居者32戸のうち24戸が口座振替を選択している。</p> <p>【敷金】</p> <p>入居時の家賃3ヶ月分。入居者が退去する時、家賃の未納又は損害賠償に該当する事項があるときは、これを控除した額を還付。</p>	<p>・酒田市が公営住宅管理システムを入れており、合併後は、一元管理の必要があるため、酒田市の電算システムに3町分を入れることとする。このため、口座振替制とする。</p> <p>・敷金は、既に入居している人は対象外とし、新たに入居する人の取扱いから統一する。</p>	酒田市の例により一元化する。但し、現在の入居者の敷金は現状のままとする。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
----------------	----------------

調整方針（案） 〔住宅関係〕（1）公営住宅の管理については、酒田市の例により合併時に統一する。ただし、使用料は当面の間現行のとおりとし、合併後に制度改正にあわせて調整する。

所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
----------	--------------

建設年度	住宅名	酒田市												
		所得階層別 家賃								収入超過者 家賃				近傍同種の家賃
		0~123,000	123,001~153,000	153,001~178,000	178,001~200,000	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	
35	若竹 1	4,600	5,600	6,600	7,700	8,900	10,100	10,100	10,100	9,000	10,100	10,100	10,100	10,100
	" 2,3	1,700	2,100	2,500	2,900	3,300	3,800	4,400	5,100	4,300	5,500	7,500	10,600	10,600
36	第一松境	11,200	13,600	16,100	18,600	21,500	24,700	28,500	32,600	23,400	27,300	31,900	35,400	35,400
37	第二松境	11,600	14,100	16,700	19,300	22,300	25,600	29,600	33,900	24,300	28,200	32,900	36,300	36,300
8	松境住宅	26,300	31,900	37,700	43,500	50,200	57,700	66,700	76,300	57,800	69,200	85,200	103,700	103,700
9	松境北第一	25,000	30,400	35,900	41,500	47,900	55,000	63,600	72,800	55,700	66,900	83,200	102,900	102,900
10	松境北第二	25,300	30,700	36,400	42,000	48,500	55,600	64,300	73,600	55,000	65,300	79,400	94,600	94,600
33	光ヶ丘五 1,2	4,300	5,200	6,100	7,100	8,200	9,400	9,400	9,400	8,300	9,400	9,400	9,400	9,400
34	" 3,4	4,400	5,300	6,300	7,300	8,400	9,600	9,600	9,600	8,500	9,600	9,600	9,600	9,600
42	泉 1~3	3,100	3,800	4,500	5,100	5,900	6,800	7,900	8,500	6,200	7,200	8,200	8,500	8,500
44	" 4~6	3,400	4,200	5,000	5,700	6,600	7,600	7,700	7,700	6,700	7,600	7,700	7,700	7,700
44	住吉 1,2	7,600	9,200	10,900	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
45	" 3	7,800	9,400	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
45	" 4	8,400	10,300	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
45	新橋二第一	7,100	8,600	10,200	11,700	13,600	15,600	15,800	15,800	13,900	15,600	15,800	15,800	15,800
46	" 第二	7,400	9,000	10,700	12,300	14,200	16,300	17,000	17,000	14,600	16,400	17,000	17,000	17,000
47	千日 1,2	8,700	10,500	12,400	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
	" 3	8,000	9,700	11,500	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400
48	新橋五 1,2	9,500	11,600	13,700	15,800	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900
	" 3~5	8,800	10,700	12,700	14,600	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
49	第一川南	9,800	11,900	14,100	16,300	18,800	21,600	25,000	25,300	19,700	22,500	25,100	25,300	25,300
50	第二 "	10,300	12,600	14,800	17,100	19,800	22,700	26,200	26,200	20,700	23,500	26,200	26,200	26,200
51	第三 "	11,100	13,500	16,000	18,400	21,300	24,500	27,400	27,400	22,100	25,200	27,400	27,400	27,400
	第四 "	11,100	13,500	16,000	18,400	21,300	24,500	27,400	27,400	22,100	25,200	27,400	27,400	27,400
55	第五 "	14,800	17,900	21,200	24,500	28,300	32,500	37,600	43,000	30,400	35,200	40,500	43,400	43,400
53	若宮第一	13,300	16,100	19,100	22,000	25,400	29,200	31,900	31,900	26,300	29,800	31,900	31,900	31,900
54	" 第二	13,800	16,700	19,800	22,800	26,400	30,300	32,000	32,000	27,200	30,700	32,000	32,000	32,000
	" 第三	15,500	18,800	22,300	25,700	29,700	34,100	35,600	35,600	30,500	34,400	35,600	35,600	35,600
51	光ヶ丘第一	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,100	23,700	27,300	30,900	32,100	32,100
	" 第二	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,100	23,700	27,300	30,900	32,100	32,100
	" 第三	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,500	23,800	27,400	31,100	32,500	32,500
51	富士見町第一	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,100	23,700	27,300	30,900	32,100	32,100
	" 第二	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	33,400	23,900	27,700	31,600	33,400	33,400
57	港南第一A	14,800	17,900	21,200	24,500	28,300	32,500	37,600	43,000	30,500	35,300	40,800	44,000	44,000
	" B	16,200	19,600	23,200	26,800	31,000	35,600	41,100	47,100	33,400	38,700	44,600	48,200	48,200
	" C	14,500	17,500	20,700	23,900	27,700	31,800	36,700	42,000	29,800	34,600	39,800	43,000	43,000
58	港南第二A	15,000	18,200	21,500	24,900	28,700	33,000	38,100	43,600	30,900	35,800	41,200	44,300	44,300
	" B	16,400	19,900	23,600	27,200	31,400	36,100	41,700	47,800	33,800	39,100	45,000	48,400	48,400
	" C	14,700	17,800	21,100	24,300	28,100	32,200	37,300	42,700	30,200	34,900	40,200	43,200	43,200
59	港南第三A	15,200	18,500	21,900	25,200	29,100	33,500	38,700	44,300	31,500	36,700	42,500	46,300	46,300
	" B	16,700	20,200	23,900	27,600	31,900	36,600	42,300	48,500	34,500	40,100	46,400	50,600	50,600
	" C	14,900	18,100	21,400	24,700	28,500	32,700	37,800	43,300	30,800	35,800	41,500	45,200	45,200
60	大町第一A	15,700	19,000	22,500	26,000	30,000	34,400	39,800	45,600	32,400	37,600	43,500	47,300	47,300
	" B	17,200	20,800	24,600	28,400	32,800	37,700	43,600	49,900	35,500	41,200	47,700	51,800	51,800
	" C	15,300	18,600	22,000	25,400	29,300	33,700	38,900	44,600	31,700	36,800	42,500	46,200	46,200
61	大町第二A	15,900	19,300	22,800	26,300	30,400	34,900	40,400	46,200	32,900	38,100	44,200	48,000	48,000
	" B	17,400	21,100	25,000	28,800	33,300	38,200	44,200	50,600	36,000	41,700	48,300	52,500	52,500
	" C	15,500	18,900	22,300	25,700	29,700	34,200	39,500	45,200	32,100	37,300	43,200	46,900	46,900
62	大町第三A	16,100	19,600	23,100	26,700	30,800	35,400	40,900	46,400	33,000	38,100	43,600	46,400	46,400
	" B	17,600	21,400	25,300	29,200	33,800	38,800	44,800	50,700	36,200	41,700	47,700	50,700	50,700
	" C	15,800	19,100	22,600	26,100	30,200	34,600	40,000	45,300	32,300	37,200	42,600	45,300	45,300
63	大町第四A	16,300	19,800	23,400	27,100	31,300	35,900	41,500	45,600	33,300	38,300	43,500	45,600	45,600
	" B	17,900	21,700	25,700	29,600	34,200	39,300	45,400	49,900	36,400	41,900	47,600	49,900	49,900
	" C	16,000	19,400	22,900	26,500	30,600	35,100	40,600	44,600	32,600	37,400	42,600	44,600	44,600
元	大町第五A	16,600	20,100	23,800	27,400	31,700	36,400	42,100	46,900	33,800	39,000	44,500	46,900	46,900
	" B	18,100	22,000	26,000	30,000	34,700	39,800	46,000	51,300	37,000	42,600	48,600	51,300	51,300
	" C	16,200	19,600	23,200	26,800	31,000	35,600	41,100	45,800	33,100	38,100	43,400	45,800	45,800
4	大町第六A	19,900	24,200	28,600	33,000	38,100	43,700	50,600	57,900	41,700	48,700	57,200	63,900	63,900
	" B	16,500	20,000	23,600	27,300	31,500	36,200	41,800	47,900	34,500	40,300	47,300	52,900	52,900
	" C	19,500	23,600	27,900	32,200	37,200	42,800	49,400	56,600	40,800	47,700	55,900	62,500	62,500
5	大町第七A	20,600	25,000	29,500	34,100	39,400	45,200	52,300	59,800	43,900	51,600	61,700	71,100	71,100
	" B	17,100	20,700	24,500	28,300	32,700	37,600	43,400	49,700	36,400	43,000	51,300	59,200	59,200
	" C	20,100	24,400	28,900	33,300	38,500	44,200	51,100	58,500	42,900	50,500	60,300	69,600	69,600

建設年度	住宅名	酒田市												
		所得階層別 家賃								収入超過者 家賃				近傍同種の家賃
		0~123,000	123,001~153,000	153,001~178,000	178,001~200,000	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	
2	旭新町第一 A	18,600	22,600	26,700	30,800	35,600	40,900	47,300	52,200	37,900	43,700	49,700	52,200	52,200
	" B	15,300	18,500	21,900	25,300	29,200	33,500	38,800	42,800	31,100	35,800	40,800	42,800	42,800
	" C	18,600	22,500	26,600	30,800	35,500	40,800	47,200	52,000	37,800	43,600	49,600	52,000	52,000
3	旭新町第二 A	18,800	22,900	27,000	31,200	36,100	41,400	47,900	54,800	39,100	45,400	52,700	57,500	57,500
	" B	15,500	18,800	22,200	25,600	29,600	34,000	39,300	45,000	32,100	37,300	43,200	47,200	47,200
	" C	18,800	22,800	27,000	31,200	36,000	41,300	47,800	54,700	39,000	45,300	52,600	57,400	57,400
4	旭新町第三 A	19,200	23,300	27,600	31,800	36,800	42,200	48,800	55,900	41,200	48,600	58,400	68,000	68,000
	" B	15,700	19,100	22,600	26,100	30,100	34,600	40,000	45,800	33,700	39,900	47,900</		

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔住宅関係〕（2）住宅資金貸付事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。

所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
----------	--------------

住宅資金貸付事業

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針																																																																								
<p>酒田市住宅改善支援事業</p> <p>【対象となる工事】</p> <p>(1) 持家住宅の場合 住宅及び付属建物（車庫、物置）の新築、増改築、修繕（屋根、壁、床、台所、浴室、便所等）、植樹、造園、外構（門、塀等）の工事</p> <p>(2) 中心市街地の場合 別図に示す中心市街地の区域への賃貸住宅の新築工事、中心市街地にある賃貸住宅の増築工事及び中心市街地にある建物（店舗、事務所等）を賃貸住宅へ用途を変更する工事（対象となる賃貸住宅は1戸当たりの床面積が、概ね30㎡以上で居住室、台所、便所及び浴室があるもの）</p> <p>【貸付の内容】</p> <p>(1) 貸付額 持家住宅 20万円以上200万円以内とし、対象事業費に0.8を乗じた額以内で10万円単位の額 賃貸住宅 1戸当り20万円以上200万円以内で、1戸ごとの対象工事費に0.8を乗じた金額（その額が200万円を超える場合は200万円とし、10万円単位の金額とする）の和</p> <p>(2) 貸付の利率 無利子</p> <p>(3) 返済期間 5年間</p> <p>(4) 返済方法 元金均等毎月返済 （ただし、期間内に一括繰上償還可能）</p> <p>【予算額】</p> <p>市と金融機関の協調融資（市1：金融機関3） 平成16年度貸付予定額 3億円 平成16年度予算149,312千円 持家住宅建設資金特別貸付利子補給金及び住宅改善資金貸付金利子補給金 17,520,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H11</td> <td>H12</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>308件</td> <td>231件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>487,600</td> <td>395,300</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H13.14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>242件</td> <td>149件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>383,700</td> <td>242,100</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> </table>		H11	H12	件数	308件	231件	融資総額(千円)	487,600	395,300	融資限度額	200万円	200万円		H13.14	H15	件数	242件	149件	融資総額(千円)	383,700	242,100	融資限度額	200万円	200万円	<p>八幡町持家住宅建設資金特別貸付利子補給</p> <p>【対象となる工事】</p> <p>住宅及び併用住宅の主屋及び付属建物（車庫、物置）の新築、増改築、修繕（屋根、壁、床、台所、浴室、便所等）の工事</p> <p>【貸付の内容】</p> <p>(1) 貸付額 対象工事費の内、20万円以上200万円以下 （10万円単位）</p> <p>(2) 貸付の利率 無利子</p> <p>(3) 返済期間 7年間</p> <p>(4) 返済方法 元金均等毎月返済（ただし、期間内に一括繰上償還可能）</p> <p>【予算額】</p> <p>平成16年度予算 8,000万円 持家住宅建設資金特別貸付金利子補給金 5,500,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>27件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>46,200</td> <td>45,900</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>21件</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>31,400</td> <td>33,900</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	27件	30件	融資総額(千円)	46,200	45,900	融資限度額	200万円	200万円		H14	H15	件数	21件	21件	融資総額(千円)	31,400	33,900	融資限度額	200万円	200万円	<p>該当なし</p>	<p>平田町クリーン対策資金特別貸付事業</p> <p>【対象となる工事】</p> <p>住宅及び付属建物（車庫、物置）の新築、増改築、修繕（屋根、壁、床、台所、浴室、便所等）、植樹、造園、外構（門、塀等）の工事</p> <p>【貸付の内容】</p> <p>(1) 貸付額 対象工事費の80%以内で20万円以上150万円以下</p> <p>(2) 貸付の利率 無利子</p> <p>(3) 返済期間 5年間</p> <p>(4) 返済方法 元金均等毎月返済（ただし、期間内に一括繰上償還可能）</p> <p>【予算額】</p> <p>平成16年度貸付予定額 5,000万円</p> <p>平成16年度予算 クリーン対策資金特別貸付金(H12より) 50,000,000円 クリーン対策資金特別貸付金利子補給金 4,461,000円 平成11年度まで持家住宅建設資金貸付利子補給事業を実施</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>38件</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>34,400</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>42件</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>48,500</td> <td>25,800</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	38件	31件	融資総額(千円)	34,400	28,000	融資限度額	100万円	100万円		H14	H15	件数	42件	21件	融資総額(千円)	48,500	25,800	融資限度額	150万円	150万円	<p>住民から要望がでており必要。但し、金利が1%と低いため金利情勢を見ながら再検討する必要がある。</p>	<p>融資制度は、合併までに調整し、統一した方法で実施する。</p> <p>合併までの貸付にかかる利子補給は新市に引き継ぐ。</p>
	H11	H12																																																																											
件数	308件	231件																																																																											
融資総額(千円)	487,600	395,300																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H13.14	H15																																																																											
件数	242件	149件																																																																											
融資総額(千円)	383,700	242,100																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H12	H13																																																																											
件数	27件	30件																																																																											
融資総額(千円)	46,200	45,900																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H14	H15																																																																											
件数	21件	21件																																																																											
融資総額(千円)	31,400	33,900																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H12	H13																																																																											
件数	38件	31件																																																																											
融資総額(千円)	34,400	28,000																																																																											
融資限度額	100万円	100万円																																																																											
	H14	H15																																																																											
件数	42件	21件																																																																											
融資総額(千円)	48,500	25,800																																																																											
融資限度額	150万円	150万円																																																																											

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔都市計画関係等〕（1）都市計画、区域区分及び都市計画マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に策定する。

都市計画策定事務

				所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
<p>【都市計画区域】 酒田都市計画区域 12,105ha (酒田市11,531ha、遊佐町574ha)</p> <p>【決定している都市計画】 区域区分 (市街化区域及び市街化調整区域) 地域地区 ・用途地域(12種) ・高度利用地区 ・防火地域、準防火地域 ・臨港地区 促進区域 ・市街地再開発促進区域 都市施設 ・交通施設 (道路、駐車場、駅前広場) ・公共空地(公園、緑地) ・供給施設又は処理施設 (下水道、汚物処理場、ごみ焼却場) ・水路(河川) ・市場、と畜場 市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 地区計画</p>	<p>【都市計画区域】 八幡都市計画区域 6,250ha</p> <p>【決定している都市計画】 区域区分 (非線引都市計画区域) 地域地区 ・用途地域(8種) 都市施設 ・交通施設(道路) ・公共空地(公園) ・供給施設又は処理施設 (下水道、火葬場)</p>	該当なし	該当なし	<p>【策定の必要性】 地域高規格道路（酒田余目線）の計画に伴うIC周辺地域への開発圧力に対しては、無秩序な乱開発を防止し、優良農地及び農村集落の保全・整備を図るため、当該地域への都市計画区域の拡大をする。 これ以外の都市計画区域外の地域においても、今後、散在的な開発が想定される場合や土地利用の整序が必要と判断された場合等は、都市計画区域又は準都市計画区域の指定等について検討が必要。 新市の建設計画等における各地域の将来像が合併前のものと大きく異なることとなった場合や、都市計画基礎調査の結果如何によっては、都市計画区域等のあり方について検討が必要。 【合併時まで策定できない理由】 酒田市と3町の市街地間がかなり離れており、市と町の地域的な特性にも大きな差異があること、さらに、線引きをしている酒田都市計画区域を拡大した場合、相当の区域が市街化調整区域に編入され、開発規制を受けることになるが、開発の予定がない地域まで編入するのは現実的でないこと。（複数の都市計画区域を許容している「都市計画運用指針」の考え方を踏襲） また、現状では、以下の理由から都市計画区域の拡大に対する反対の意向が強い。 平田町では、農業集落排水事業のため、都市計画区域になると事業が実施できなくなる。 多少の開発を誘導したい町側には、市街化調整区域が拡大した場合の開発規制への抵抗感がある。 人口や産業の伸びが大きく期待できない状況では、都市計画区域を拡大する必要性が低い。 都市計画区域及び都市計画の見直しに際しては、都市づくりのビジョンが必要である。新市建設計画の策定後に地域毎の将来像及び整備計画等を踏まえた検討を行うべきである。 合併後の都市計画区域の見直しに資する目的で、平成15年度に県が「都市計画基礎調査」を実施しており、この結果を踏まえた検討をすべきである。</p>	<p>都市計画区域及び区域区分については、現状のまま新市に引き継ぐ。 なお、新市の総合計画策定にあわせて新市において都市計画を策定する。</p>

市町村マスタープランの策定事務

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題
<p>【目的】 酒田市都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本方針」として、総合計画や酒田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に掲げる将来都市像の実現を図るため、市民の意見を踏まえながら、土地利用や市街地整備、交通体系、景観形成等のまちづくりの方針を定めたものである。全体構想と地域別構想により構成。 【策定状況】 全体構想は平成8年度から策定に取り組み、平成14年3月に決定。（計画期間は、概ね20年後(平成34年)を想定） 地域別構想は、小学校区毎に住民との意見交換等を行いながら順次策定していく</p>	<p>【目的】 八幡町都市計画マスタープランは、本町の最上位計画である「水の郷構想」や「総合計画」を基本理念として、八幡町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に掲げる将来都市像の実現を図るため、町民の意見を踏まえながら、土地利用や市街地整備、交通体系、景観形成等のまちづくりの方針を定めたものである。 【策定状況】 八幡町都市計画マスタープラン計画書は、平成12年度から策定に取り組み、平成14年3月に決定。（計画期間は、概ね20年後(平成34年)を想定）</p>	該当なし	該当なし	<p>・対象エリアを全市を対象にする場合、松山平田の取扱いが課題。 ・八幡のプランは都市計画エリアの中だけ、酒田市のプランは全域を対象にしているため調整が必要。 ・当面、新市に2つのマスタープランを存続させ、新市の総合計画の見直しにあわせてまとめて見直す必要がある。 ・現在策定中か策定直後のためすぐに見直しはできない。</p>

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔都市計画関係等〕（2）景観事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな景観条例を制定する。

所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
----------	--------------

ふるさと景観事業

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
<p>(1) 酒田市まちなみ景観条例の制定 (平成7年9月) 本市の豊かな自然や歴史、文化等を活かした個性的で魅力あふれるまちづくりを基本理念とした「酒田市まちなみ景観条例」を制定した。景観指定区域や景観指定財の指定、まちなみ景観審議会の設置、アメニティタウン賞の表彰等を基本施策として規定している。 (平成14年3月に酒田市緑化推進条例を統合し、景観形成と緑化の推進を所掌する条例となった。)</p> <p>(2) 酒田市まちなみ景観ガイドプランの策定 (平成12年3月) まちなみ景観条例の制定を受けて、景観づくりを進めていくための指針として策定。豊かな自然と歴史・文化が実感できる酒田らしい景観づくりを基本目標に、自然景観の保全や歴史、文化資源を活かした景観づくり、周辺環境に配慮した公共施設の整備等の景観形成の基本方針を定めている。 景観指定等を活用した良好な景観づくりに向けた取り組みが必要な地区として、飯森山周辺地区や山居倉庫周辺地区、日和山公園周辺地区、日吉町料亭街周辺地区等を挙げている。</p> <p>(3) 酒田市景観整備基本方針 (平成14年6月) まちなみ景観プランや都市計画マスタープランを踏まえ、景観の保全及び整備を進めるべき景観拠点等を明確にするとともに、当該地区毎の景観整備目標や整備手法等についての基本的な考え方を整理した。</p> <p>(4) 景観指定等に向けた取り組み 本市の重要な景観資源である山居倉庫については、周辺地区を含めた景観整備が必要と考えており、景観指定の候補地として、具体的な範囲や規制・誘導の内容、景観助成制度等について検討を進めている。</p>	<p>出羽富士の里やわたの景観を守り育てる要綱 八幡町景観改善等に関する補助金交付規程 地域の特性が生かされた豊かで美しい郷土八幡を守り、創造し、育てることを目的として、八幡の景観形成に関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにした 町の責務……必要な調査、総合的施策策定、意識啓発 町民等の責務……自ら景観形成に寄与するよう努める。建物等の新築、修繕等の時、景観形成し真に配慮する。 財政的支援……1件当たり工事費の2分の1以下で、30万円を限度 景観形成地区……八幡町湯ノ台地区、大台野地区</p> <p>(その他の景観形成の取り組み) 八幡町景観ガイドライン 八幡町の歴史的な町並みを守るという考えに立ち、民間の町づくりや建築活動を誘導するもの 建物の形式……切妻型の瓦屋根 外観の色彩や素材……茶色系又は無彩色などの自然素材の使用 軒の高さ……そろえる セットバックする場合……木塀又は生垣の設置</p>	<p>松山らしい景観形成に寄与する優れた建築物等を表彰することにより、街並み景観の形成と住民意識の高揚を図る。 (表彰の対象等) 松山町固有の景観や地域の特性を生かし、魅力ある景観を形成、又は創造しているものを対象とする。但し、国、県、町指定文化財は対象外とする。 【建築部門】 住宅、店舗、事業所等で建築物が周辺の景観と調和し、快適な空間をつくり出しているもの。 【緑化部門】 生垣、植花等により快適な空間をつくり出しているもの、又は住民等の取り組み。</p>	<p>該当なし</p>	<p>・景観は、地域の特色に応じた特殊性があるので、新市のイメージ形成が課題。 ・地域で継承してきた景観を新市でも守っていく必要がある。 ・アメニティタウン賞を新市全域に広げる場合、地域性を考慮した募集要項・選考基準の見直しが課題。 ・景観地区指定と補助のあり方が課題。</p>	<p>景観事業は現状のまま引き継ぎ、新市において新たな景観条例を制定する。</p> <p>・景観条例については、住民の理解と機運、盛り上がりを受けて合併後に新市を対象として新たな景観条例を策定する。 ・酒田市まちなみ景観ガイドプラン、出羽富士やわたの景観を守り育てる要綱、酒田市景観整備基本方針、八幡町景観ガイドプラン、八幡町・松山町ホープ計画は現状のまま新市に引き継ぐ。</p>

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて					
調整方針(案)		〔都市計画関係等〕(3)公園都市構想については、酒田市の例により合併時に統一する。					
		所管部会・分科会			建設部会・都市整備分科会		
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針	
公園都市構想事業 (花のまちづくり事業)	<p>《酒田市公園都市構想》</p> <p>【目的】 市全体をより美しいまち、よりきれいなまち、快適なまちにするために、市民・企業と行政が共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくりあげ、まち全体を一つの公園に例え、酒田市の素晴らしい公園のようなまちにしていこうとする官民一体となったまちづくりを推進する。</p> <p>【位置付け】 「酒田市総合計画」を補完し、その実現をはかるために、各種個別計画の中から、美しい街、きれいな街、快適な街に向けて、市民、行政、NPO等が各々の役割を踏まえながら、連携して進めるべき取組みや施策を整理し、具体的な活動や事業を進めていくための指針とするものである。</p> <p>【内容】 公園都市構想は、まち全体を一つの公園に例え、酒田市全体がすばらしい公園のような「うるおいに満ちた公園都市づくり」を展開していこうとするものであり、目指すものは次の通り。 (1)市民が誇れる街づくり 「心」の時代における市民の志向に街づくりから応えらるとともに、魅力ある街を形成することにより本市の観光振興にも貢献するものである。 (2)バリアフリーの街づくり 快適な街であるために、お年寄りから子供まで、健康な方も障害をお持ちの方も誰もが安全に過ごせる空間を形成する観点から街を総点検し、段差解消など街のバリアフリー化を目指す。</p>	<p>(3)青少年の健全育成 子供の頃から美しい自然に触れ、美化・緑化などのボランティア活動に親しむことにより、思いやりのある、豊かな感性の子供たちを育成する。 (4)街の防災性の向上 街全体を積極的に緑化し、公園などのオープン・スペースを確保していくことにより、都市の防災性の向上を目指す。 (5)自然保護思想の普及・啓発 豊かな自然を次代に伝えるため、自然環境の保護・保全に積極的に取り組む。 このために、緑化・美化などの具体的な実践活動を通じ、自然保護思想の普及・啓発を目指す。 (6)街づくりへの市民参加の促進 「自らの街を自らの手できれいにする」ことは、街づくりの原点であり、街の緑化・美化運動を契機に、ボランティア活動などの振興、まちづくりへの市民参加を推進する。 (7)その他 コミュニティの維持・形成 自分の住む町内の美化・緑化活動を通じて、街の雰囲気のを図ると同時に、コミュニティの維持・形成を図る。 維持・管理コストの軽減 市民の協力により、松林、道路、河川、公園などの維持・管理コストの軽減を図ることにより、そこで生み出された財源を新たな市民ニーズに振り向けることが可能となる。</p>	<p>《花いっぱい運動の推進》</p> <p>【目的】 町民憲章に謳われている「美しい文化の町」の実践を目的に全区と八幡町の玄関口である国道344号線を『家族ふれあいロード』として名づけ、種から育て、町民一斉植栽日を設け、生涯学習の一環として花いっぱい運動を展開している。 【内容】 全区、学校等で取り組んでいるため、国道の「家族ふれあいロード」の参加者が年々減少し、道路関係は道路美化係と協議を要する。</p>	<p>《花のまちづくり推進事業》</p> <p>【目的】 町全体をより美しいまち、よりきれいなまち、快適なまちにするために、町民と行政が共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくりあげようとする官民一体となったまちづくり。 【内容】 町民意識の高揚と市民活動の振興 ・啓発活動の実施 各種啓発イベント実施などによる、緑化・美化等に関する啓発活動の充実 ・ボランティア活動の振興 緑化・美化ボランティアなどへの積極的な市民参加による活動の推進 美しいまちなみづくり ・緑化運動の推進 生垣助成など「緑化」の充実 ・美化運動の推進 町民一人ひとりのゴミに対する意識高揚を目指す ・調和のとれた美しいまちなみづくり 自然や歴史・文化等を生かしたまちづくりの推進 公共事業実施上の配慮 ・街並み景観事業の推進 城下町の歴史と個性を生かしたまちづくりをすすめるため、街並み景観形成と住民意識の高揚を目的に優れた建築物等「建築部門」・「緑化部門」を表彰</p>	<p>《花のまちづくり推進事業》</p> <p>【目的】 町全体をより美しいまち、よりきれいなまち、快適なまちにするために、町民・企業と行政が共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくりあげようとする官民一体となったまちづくり。 【内容】 町民意識の高揚と町民活動の振興 ・啓発活動の実施 広報誌などによる、緑化・美化等に関する啓発活動の充実 ・ボランティア活動の振興 緑化・美化ボランティアなどへの積極的な町民参加による活動を推進 ・公園愛護会等への支援 部落単位で組織される公園愛護会等への支援を行い、美化活動を奨励 美しいまちなみづくり ・緑化運動の推進 ・美化運動の推進 町民一人ひとりのゴミに対する意識高揚を目指す ・調和のとれた美しいまちなみづくり 自然や歴史・文化等を生かしたまちづくりの推進 公共事業実施上の配慮 ・公園の適正な配置 地域における憩いの場、防災上のスペース確保等の観点を考慮 ・環境、景観、バリアフリーに配慮 建物等の整備はより環境にやさしい事業方法で施行実施 ポットホール、電線等の地中化等、景観やアメニティに配慮した事業の推進</p>	<p>・公園都市構想は、新市全域に必要。 ・各課の事業は統一している。 ・都市計画課が進行管理を行う。</p>	<p>公園都市構想は、新市に引き継ぐ。 ・公園都市構想は、合併後に新市全域で推進する。</p>

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて				
調整方針(案)		〔都市計画関係等〕(4)都市計画関係の補助事業については、酒田市の例を基本として合併時に実施する。				
所管部会・分科会						建設部会・都市整備分科会
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
記念樹プレゼント	民間緑化の推進と緑化思想の高揚を図るため、市民の結婚・誕生・住宅の新築を記念し、記念樹のプレゼントを昭和50年より実施している。市民課、建築課などの担当課で引換券を発行して4月29日の緑の日に配布している。 【記念樹配布内容】 1. タブノキ(市の木) 2. トビシマカンゾウ(市の花) 3. クロマツ(準市の木)またはアジサイ 以上の1、2、3をセットで配布	該当なし	該当なし	該当なし	緑化思想の普及のために実施する必要がある。但し、新市の木、花等が制定されない間の配布樹種の決定方法。 ・合併記念樹を配布やそれぞれの記念樹を集めて配布するなどの方策の検討が必要。	広く樹種を検討しながら新市になっても継続していく。
手づくり公園整備事業	地域住民が自ら計画し、汗をかいて公園整備を行うことによって、また、それらの自主的な管理を行うことによって、共有財産としての大切さを理解してもらい、今まで以上に官民一体となった、快適で魅力ある公園行政の醸成を図るため。 【内容】 地域に設置されている都市公園等を対象に、地元自治会等が地域独自の特色や利便性を考えた上で、自らが計画し、自らが実施する、文字通り「手づくり」による公園整備に市が予算の範囲内でその整備の要する費用を負担するものである。 《例》花壇造成、植栽、手づくりベンチ等	該当なし	該当なし	該当なし	都市公園以外の居住エリアにある公園や農村公園を対象とするか検討の必要がある。	酒田市の事業を新市全域に拡大する。
生垣推進事業	【目的】 市内における緑の保全及び緑化を図り、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、市民が新たに生垣を設置する費用(材料費)に対して補助金を交付する。(昭和54年から実施) 【条件】 ・未着工のもので、道路または公共の場に面し、延長が3m以上あること ・道路境界等から10m以内に設置されたもので、建築物等により当該道路等から遮へいされる部分を除く ・住居を目的とした敷地内に設置すること ・酒田の気候風土にあった、生垣に適した樹種を選定すること 【補助金額】 限度額60,000円 ・費用が6,000円/m以上の場合 3,000円×道路等に面する延長 ・費用が6,000円/m未満の場合 材料費合計金額×(道路等に面する延長÷総延長)×1/2 予算150万円の範囲内で補助。	該当なし	【目的】 新たに生垣を設置する者に対し、補助金を交付し、緑豊かな潤いのある住環境と街並み景観の形成を図ることを目的とする。 【条件】 ・一般の通行に供されている道路に面して設置する生垣 ・一般道から1.5m以内に設置し、隣地境界線に面して設置する生垣 ・一般道から奥行き5m以内で、構築物の設けていない駐車場の周辺に設置する生垣 【補助金額】 費用の1/2補助で5000円/m ² 。 限度額は10万円。 予算50万円の範囲内で補助。	該当なし	酒田市と松山町の補助率、限度額が異なる。 合併後に酒田市の基準に合わせると、予算額の調整が課題。	酒田市の例により全市で実施する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて			
調整方針(案)		〔都市計画関係等〕(5)建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
建築物許可関係事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	(1)建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が、 30㎡以内 5,000円 30㎡超100㎡以内 9,000円 100㎡超200㎡以内 14,000円 200㎡超500㎡以内 19,000円 500㎡超1,000㎡以内 34,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 48,000円 2,000㎡超10,000㎡以内 140,000円 10,000㎡超50,000㎡以内 240,000円 50,000㎡超 460,000円 (2)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する床面積の合計)を前号の床面積の合計に読み替えた額 (3)建築物を移転する場合(次号に掲げる場合を除く。)にあつては、当該移転に係る部分の床面積の合計の2分の1を第1号の床面積の合計に読み替えた額 (4)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1を第1号の床面積の合計に読み替えた額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請に対する審査	工作物に関する確認申請手数料	(1)工作物を築造する場合 8,000円 (2)確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の検査の申請に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料	(1)建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が 30㎡以内 10,000円 30㎡超100㎡以内 12,000円 100㎡超200㎡以内 16,000円 200㎡超500㎡以内 22,000円 500㎡超1,000㎡以内 36,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 50,000円 2,000㎡超10,000㎡以内 120,000円 10,000㎡超50,000㎡以内 190,000円 50,000㎡超 380,000円 (2)建築物を移転した場合にあつては、当該移転に係る部分の床面積の合計の2分の1を第1号の床面積の合計に読み替えた額	該当なし	該当なし	該当なし

協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて		調整方針(案) [都市計画関係等] (5) 建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の検査の申請に対する審査	工作物に関する完了検査申請手数料	9,000円	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第85条第4項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	仮設建築物の存続期間 1か月以内 55,000円 1か月超3か月以内 80,000円 3か月超 120,000円	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条第1項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2である場合 78,000円 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1である場合 78,000円 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物の数が1である場合 78,000円 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査	複数建築物の認定の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	該当なし	該当なし	該当なし

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて					
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
優良宅地の認定事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	86,000円	86,000円	該当なし	該当なし
租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	86,000円	86,000円	該当なし	該当なし
租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第12号ニ若しくは第62条の3第4項第12号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超 43,000円	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超 43,000円	該当なし	該当なし
租税特別措置法の一部を改正する法律附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	良質住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超るときは 43,000円	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超るときは 43,000円	該当なし	該当なし

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて																																																		
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。																																																		
開発行為の指導許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会																																																
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町																																																
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	<p>開発行為許可申請手数料</p> <p>(1)主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であつて、開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr><td>0.1ha未満</td><td>8,600円</td></tr> <tr><td>0.1ha以上0.3ha未満</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>0.3ha以上0.6ha未満</td><td>43,000円</td></tr> <tr><td>0.6ha以上1ha未満</td><td>86,000円</td></tr> <tr><td>1ha以上3ha未満</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>3ha以上6ha未満</td><td>170,000円</td></tr> <tr><td>6ha以上10ha未満</td><td>220,000円</td></tr> <tr><td>10ha以上</td><td>300,000円</td></tr> </table> <p>(2)主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であつて、開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr><td>0.1ha未満</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>0.1ha以上0.3ha未満</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>0.3ha以上0.6ha未満</td><td>65,000円</td></tr> <tr><td>0.6ha以上1ha未満</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>1ha以上3ha未満</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>3ha以上6ha未満</td><td>270,000円</td></tr> <tr><td>6ha以上10ha未満</td><td>340,000円</td></tr> <tr><td>10ha以上</td><td>480,000円</td></tr> </table> <p>(3)その他の場合であつて、開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr><td>0.1ha未満</td><td>86,000円</td></tr> <tr><td>0.1ha以上0.3ha未満</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>0.3ha以上0.6ha未満</td><td>190,000円</td></tr> <tr><td>0.6ha以上1ha未満</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>1ha以上3ha未満</td><td>390,000円</td></tr> <tr><td>3ha以上6ha未満</td><td>510,000円</td></tr> <tr><td>6ha以上10ha未満</td><td>660,000円</td></tr> <tr><td>10ha以上</td><td>870,000円</td></tr> </table>	0.1ha未満	8,600円	0.1ha以上0.3ha未満	22,000円	0.3ha以上0.6ha未満	43,000円	0.6ha以上1ha未満	86,000円	1ha以上3ha未満	130,000円	3ha以上6ha未満	170,000円	6ha以上10ha未満	220,000円	10ha以上	300,000円	0.1ha未満	13,000円	0.1ha以上0.3ha未満	30,000円	0.3ha以上0.6ha未満	65,000円	0.6ha以上1ha未満	120,000円	1ha以上3ha未満	200,000円	3ha以上6ha未満	270,000円	6ha以上10ha未満	340,000円	10ha以上	480,000円	0.1ha未満	86,000円	0.1ha以上0.3ha未満	130,000円	0.3ha以上0.6ha未満	190,000円	0.6ha以上1ha未満	260,000円	1ha以上3ha未満	390,000円	3ha以上6ha未満	510,000円	6ha以上10ha未満	660,000円	10ha以上	870,000円	該当なし	該当なし	該当なし
0.1ha未満	8,600円																																																			
0.1ha以上0.3ha未満	22,000円																																																			
0.3ha以上0.6ha未満	43,000円																																																			
0.6ha以上1ha未満	86,000円																																																			
1ha以上3ha未満	130,000円																																																			
3ha以上6ha未満	170,000円																																																			
6ha以上10ha未満	220,000円																																																			
10ha以上	300,000円																																																			
0.1ha未満	13,000円																																																			
0.1ha以上0.3ha未満	30,000円																																																			
0.3ha以上0.6ha未満	65,000円																																																			
0.6ha以上1ha未満	120,000円																																																			
1ha以上3ha未満	200,000円																																																			
3ha以上6ha未満	270,000円																																																			
6ha以上10ha未満	340,000円																																																			
10ha以上	480,000円																																																			
0.1ha未満	86,000円																																																			
0.1ha以上0.3ha未満	130,000円																																																			
0.3ha以上0.6ha未満	190,000円																																																			
0.6ha以上1ha未満	260,000円																																																			
1ha以上3ha未満	390,000円																																																			
3ha以上6ha未満	510,000円																																																			
6ha以上10ha未満	660,000円																																																			
10ha以上	870,000円																																																			
都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	<p>開発行為変更許可申請手数料</p> <p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（ただし、その額が870,000円超るときは、870,000円とする。）</p> <p>(1)開発行為に関する設計の変更(第2号のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(第2号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2)新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>(3)その他の変更については10,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし																																																

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて			
調整方針（案）	〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
開発行為の指導許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町
都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	46,000円	該当なし	該当なし	該当なし
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	26,000円	該当なし	該当なし	該当なし
都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 敷地の面積 0.1ha未満 6,900円 0.1ha以上0.3ha未満 18,000円 0.3ha以上0.6ha未満 39,000円 0.6ha以上1ha未満 69,000円 1ha以上 97,000円	該当なし	該当なし	該当なし
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ha未満 1,700円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ha以上 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外 17,000円	該当なし	該当なし
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき 470円	該当なし	該当なし

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて			
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
都市公園等の占用許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
《公園管理者以外の者の公園施設設置等》	《都市公園の占用》	酒田市都市公園条例により規定	八幡町都市公園条例により八幡町道路占用料徴収条例別表を準用	該当なし	該当なし
		第1種電柱 1本1年につき 1,000円 第2種電柱 1本1年につき 1,600円 第3種電柱 1本1年につき 2,200円 第1種電話柱 1本1年につき 930円 第2種電話柱 1本1年につき 1,500円 第3種電話柱 1本1年につき 2,100円 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所1個 1年につき 1,400円 その他柱（支柱、支線等） 1本1年につき 72円 共架電線その他上空に設けられる線類 1m1年につき 10円 地下電線その他地下に設けられる線類 1m1年につき 5円 地上に設けられる変圧器 1個1年につき 700円 地下に設けられる変圧器 1㎡1年につき 480円 送電塔その他これに類するもの 1㎡1年につき 1,400円 郵便差出箱 1個1年につき 600円 水道管、下水道管、ガス管等 外径0.1m未満 1m1年につき 48円 外径0.1m以上0.15m未満 1m1年につき 72円 外径0.15m以上0.2m未満 1m1年につき 95円 外径0.2m以上0.4m未満 1m1年につき 190円 外径0.4m以上1.0m未満 1m1年につき 480円 外径1.0m以上 1m1年につき 950円 上空に設けられる通路 1㎡1年につき 2,900円 地下に設けられる通路 1㎡1年につき 1,500円 公共駐車場で地下に設けられるもの 1㎡1年につき 1,400円 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物 1㎡1日につき 44円 標識1本1年につき 1,100円 工事中板囲い、足場、詰所その他工事中施設及び土石、竹林、瓦その他工事中材料の置き場 1㎡1月につき 440円 都市公園法施行令第12条第9号に掲げる施設 1㎡1月につき 140円	第1種電柱 1本1年につき 770円 第2種電柱 1本1年につき 1,200円 第3種電柱 1本1年につき 1,600円 第1種電話柱 1本1年につき 690円 第2種電話柱 1本1年につき 1,100円 第3種電話柱 1本1年につき 1,500円 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 1個1年につき 1,100円 その他柱（支柱、支線等） 1本1年につき 53円 共架電線その他上空に設けられる線類 1m1年につき 7円 地下電線その他地下に設けられる線類 1m1年につき 4円 地上に設けられる変圧器 1個1年につき 520円 地下に設けられる変圧器 1㎡1年につき 360円 送電塔その他これに類するもの 1㎡1年につき 1,100円 郵便差出箱 1個1年につき 450円 水道管、下水道管、ガス管等 外径0.1m未満 1m1年につき 36円 外径0.1m以上0.15m未満 1m1年につき 53円 外径0.15m以上0.2m未満 1m1年につき 71円 外径0.2m以上0.4m未満 1m1年につき 140円 外径0.4m以上1.0m未満 1m1年につき 360円 外径1.0m以上 1m1年につき 710円 上空に設けられる通路 1㎡1年につき 710円 地下に設けられる通路 1㎡1年につき 360円 その他のもの 1㎡1年につき 1,100円 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物 1㎡1日につき 11円 標識1本1年につき 850円 工事中板囲い、足場、詰所その他工事中施設及び土石、竹林、瓦その他工事中材料の置き場 1㎡1月につき 110円		

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて					
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
都市公園等の占用許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
《公園管理者以外の者の公園施設設置等》	《その他の使用》	<ul style="list-style-type: none"> ・行商、募金等の行為を行う場合 1㎡1日につき 44円 ・業として写真撮影を行う場合 1人1日につき 670円 ・業として映画撮影を行う場合 1日につき 13,300円 ・興行を行う場合 1㎡1日につき 44円 ・競技会、展示会、博覧会等の催しを行う場合 1㎡1日につき 44円 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とする露天興行等を行う場合 1㎡1日につき 22円 ・営利を目的としないその他の場合 1人1日につき 11円 	該当なし	該当なし
《公園管理者以外の者の公園施設設置等》	《その他施設の使用》	<p>《酒田市公園会館の使用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半日（4時間以内）につき 1,050円 ・1日（8時間以内）につき 2,100円 ・夜間（原則、17:00～21:00）につき 1,260円 <p>冬期間は暖房料として3割加算となる</p>	《公園施設の設置及び管理》 町長が定める額	該当なし	該当なし

協議第 4 3 号

協定項目 2 4 - (1 3)

水道関係事業の取扱いについて

水道関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北 庄 内 合 併 協 議 会
会 長 阿 部 寿 一

記

水道関係事業の取扱いについて

- (1) 上水道事業及び簡易水道事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 上水道事業の水道使用料は、現行のとおりとし、5 年を目途に統一する。
八幡町簡易水道事業の水道使用料は、合併時に統一する。
- (3) 加入金は、現行のとおりとし、5 年を目途に統一する。
- (4) 手数料は、酒田市の例を基本として合併時に統一する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目24-(13)	水道関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	(1) 上水道事業及び簡易水道事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

地方公営企業法適用事業

所管部会・分科会	建設部会・上水道分科会
----------	-------------

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
名称	酒田上水道	該当なし	松山上水道	平田上水道	(1) 名称等の変更が必要な場合は、その手続きを行う。(変更認可手続き)
給水区域	酒田市の全域及び八幡町の区域内の一部		松山町の全域及び最上郡戸沢村の区域内の一部	平田町の全域	
給水人口	109,200人 うち飛島簡易水道 700人		上水道事業 6,450人 小規模水道事業 72人	上水道事業 7,970人 簡易水道事業 230人	
1日最大給水量	74,495 m ³ /日 うち飛島簡易水道 315 m ³ /日		上水道事業 3,340 m ³ /日 小規模水道事業 21 m ³ /日	上水道事業 4,000 m ³ /日 簡易水道事業 34.5 m ³ /日	
主要施設等	小牧浄水場（最上川表流水） 鳥海浄水場（地下水） 新山受水場（広域受水） 《飛島簡易水道》 勝浦浄水場・配水池		松山町配水場 ・配水池（1池） 《小規模水道事業》 柏谷沢水源地	飛鳥浄水場（地下水） 大畑浄水場（湧水） 第1受水場（広域受水） 第2受水場（広域受水） ・配水池（6池） 《小林簡易水道》 小林浄水場（湧水）	

地方公営企業法非適用事業

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
名称	該当なし	八幡簡易水道	該当なし	該当なし	(1) 八幡簡易水道は、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道事業者が業務を受託する。 (2) 新市において、地方公営企業法の適用をめざす。
給水区域		大沢地区、観音寺地区（一部）、日向地区（一部）			
給水人口		3,000人			
1日最大給水量		600 m ³ /日			
主要施設		升田水源地（伏流水） 配水池（3池）			

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (13)	水道関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	(2) 上水道事業の水道使用料は、現行のとおりとし、5年を目途に統一する。 八幡町簡易水道事業の水道使用料は、合併時に統一する。

使用料

所管部会・分科会

建設部会・上水道分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
酒田上水道	八幡簡易水道	松山上水道	平田上水道																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1. 口径別、一部用途別料金体系 2. 基本料金と従量料金 3. 平成8年6月分から現行料金	1. 口径別、一部用途別料金体系 2. 基本料金と従量料金 3. 平成8年6月分から現行料金	1. 口径別、一部用途別料金体系 2. 基本料金と従量料金 3. 平成15年7月分から現行料金	1. 用途別料金体系 2. 基本料金と従量料金 3. 平成6年10月分から現行料金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table border="1"> <tr><td>基本料金</td><td>13mm</td><td></td><td>1,200円</td></tr> <tr><td></td><td>20mm</td><td></td><td>1,900円</td></tr> <tr><td rowspan="4">従量料金</td><td>10m³までの分</td><td></td><td>60円/m³</td></tr> <tr><td>10m³を超え30m³までの分</td><td></td><td>160円/m³</td></tr> <tr><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>250円/m³</td></tr> <tr><td>60m³を超える分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td>基本料金</td><td>25mm</td><td></td><td>3,300円</td></tr> <tr><td></td><td>40mm</td><td></td><td>7,400円</td></tr> <tr><td rowspan="3">従量料金</td><td>30m³までの分</td><td></td><td>210円/m³</td></tr> <tr><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>250円/m³</td></tr> <tr><td>60m³を超える分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td>基本料金</td><td>50mm</td><td></td><td>13,000円</td></tr> <tr><td></td><td>75mm</td><td></td><td>36,000円</td></tr> <tr><td></td><td>100mm</td><td></td><td>70,000円</td></tr> <tr><td>従量料金</td><td></td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td>臨時用</td><td></td><td></td><td>350円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの</td></tr> <tr><td>プール用</td><td></td><td></td><td>200円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※公共施設として設置された水泳場を使用するもの</td></tr> <tr><td>湯屋用</td><td>200m³まで</td><td></td><td>20,000円/m³</td></tr> <tr><td></td><td>200m³を超える分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※営業の湯屋及び非営業の浴場で大口に消費するもの</td></tr> <tr><td>船舶用</td><td></td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※港湾区域内の船舶給水施設により船舶用として給水するもの</td></tr> <tr><td colspan="4">※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</td></tr> </table>	基本料金	13mm		1,200円		20mm		1,900円	従量料金	10m ³ までの分		60円/m ³	10m ³ を超え30m ³ までの分		160円/m ³	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³	60m ³ を超える分		300円/m ³	基本料金	25mm		3,300円		40mm		7,400円	従量料金	30m ³ までの分		210円/m ³	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³	60m ³ を超える分		300円/m ³	基本料金	50mm		13,000円		75mm		36,000円		100mm		70,000円	従量料金			300円/m ³	臨時用			350円/m ³	※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの				プール用			200円/m ³	※公共施設として設置された水泳場を使用するもの				湯屋用	200m ³ まで		20,000円/m ³		200m ³ を超える分		300円/m ³	※営業の湯屋及び非営業の浴場で大口に消費するもの				船舶用			300円/m ³	※港湾区域内の船舶給水施設により船舶用として給水するもの				※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。				<table border="1"> <tr><td>基本料金</td><td>13mm</td><td>10m³まで</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td></td><td>20mm</td><td>10m³まで</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td rowspan="3">従量料金</td><td>10m³を超え30m³までの分</td><td></td><td>180円/m³</td></tr> <tr><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>250円/m³</td></tr> <tr><td>60m³を超える分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td rowspan="5">基本料金</td><td>25mm</td><td></td><td>3,300円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td></td><td>4,900円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td></td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td></td><td>12,600円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td></td><td>33,700円</td></tr> <tr><td></td><td>100mm</td><td></td><td>66,200円</td></tr> <tr><td rowspan="3">従量料金</td><td>30m³までの分</td><td></td><td>180円/m³</td></tr> <tr><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>250円/m³</td></tr> <tr><td>60m³を超える分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td>臨時用</td><td></td><td></td><td>390円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの</td></tr> <tr><td>プール用</td><td></td><td></td><td>180円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※公共施設として設置された水泳場を使用するもの</td></tr> <tr><td>私設消火栓(演習用)</td><td>1栓5分間につき</td><td></td><td>1,800円</td></tr> <tr><td colspan="4">※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</td></tr> </table>	基本料金	13mm	10m ³ まで	1,800円		20mm	10m ³ まで	2,500円	従量料金	10m ³ を超え30m ³ までの分		180円/m ³	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³	60m ³ を超える分		300円/m ³	基本料金	25mm		3,300円	30mm		4,900円	40mm		7,500円	50mm		12,600円	75mm		33,700円		100mm		66,200円	従量料金	30m ³ までの分		180円/m ³	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³	60m ³ を超える分		300円/m ³	臨時用			390円/m ³	※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの				プール用			180円/m ³	※公共施設として設置された水泳場を使用するもの				私設消火栓(演習用)	1栓5分間につき		1,800円	※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。				<table border="1"> <tr><td>基本料金</td><td>13mm</td><td>8m³まで</td><td>2,240円</td></tr> <tr><td></td><td>20mm</td><td>8m³まで</td><td>2,540円</td></tr> <tr><td rowspan="3">従量料金</td><td>8m³を超え30m³までの分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>320円/m³</td></tr> <tr><td>60m³を超える分</td><td></td><td>350円/m³</td></tr> <tr><td rowspan="5">基本料金</td><td>25mm</td><td>15m³まで</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>15m³まで</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>15m³まで</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>15m³まで</td><td>14,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>15m³まで</td><td>33,000円</td></tr> <tr><td rowspan="3">従量料金</td><td>15m³を超え30m³までの分</td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td>30m³を超え60m³までの分</td><td></td><td>320円/m³</td></tr> <tr><td>60m³を超える分</td><td></td><td>350円/m³</td></tr> <tr><td>臨時用</td><td></td><td></td><td>350円/m³</td></tr> <tr><td>プール用</td><td></td><td></td><td>300円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</td></tr> </table>	基本料金	13mm	8m ³ まで	2,240円		20mm	8m ³ まで	2,540円	従量料金	8m ³ を超え30m ³ までの分		300円/m ³	30m ³ を超え60m ³ までの分		320円/m ³	60m ³ を超える分		350円/m ³	基本料金	25mm	15m ³ まで	5,000円	30mm	15m ³ まで	6,000円	40mm	15m ³ まで	10,000円	50mm	15m ³ まで	14,000円	75mm	15m ³ まで	33,000円	従量料金	15m ³ を超え30m ³ までの分		300円/m ³	30m ³ を超え60m ³ までの分		320円/m ³	60m ³ を超える分		350円/m ³	臨時用			350円/m ³	プール用			300円/m ³	※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。				<table border="1"> <tr><td>家用水</td><td>基本料金</td><td>10m³まで</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td></td><td>従量料金</td><td>10m³を超える分</td><td>200円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※一般家用水に使用するもの</td></tr> <tr><td>特別用水</td><td>基本料金</td><td>20m³まで</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td></td><td>従量料金</td><td>20m³を超える分</td><td>200円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※1. 工場用、工所用、各種営業用、庭園等娯楽用として毎月50m³以上使用するもの 2. 畜舎等としてメーターを異にして使用するもの 3. 興行、その他臨時用として使用するもの</td></tr> <tr><td>官公署等(甲)</td><td>基本料金</td><td>50m³まで</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td></td><td>従量料金</td><td>50m³を超える分</td><td>200円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※官公署、学校、農協等、その他</td></tr> <tr><td>官公署等(乙)</td><td>基本料金</td><td>5m³まで</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td></td><td>従量料金</td><td>5m³を超える分</td><td>200円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※公民館分館、集会所、その他</td></tr> <tr><td>プール用</td><td></td><td></td><td>210円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※プール用水に使用するもの</td></tr> <tr><td>消火栓及び消火用給水栓</td><td>1栓10分間以内</td><td></td><td>2,350円</td></tr> <tr><td colspan="4">※貯水池等の清掃及び、消防演習用を使用するもの</td></tr> <tr><td>消防ポンプ車</td><td>年間10m³まで</td><td></td><td>3,000円</td></tr> <tr><td></td><td>10m³を超える分</td><td></td><td>210円/m³</td></tr> <tr><td colspan="4">※消防ポンプ車等、洗車用を使用するもの</td></tr> <tr><td colspan="4">※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</td></tr> </table>	家用水	基本料金	10m ³ まで	2,200円		従量料金	10m ³ を超える分	200円/m ³	※一般家用水に使用するもの				特別用水	基本料金	20m ³ まで	4,500円		従量料金	20m ³ を超える分	200円/m ³	※1. 工場用、工所用、各種営業用、庭園等娯楽用として毎月50m ³ 以上使用するもの 2. 畜舎等としてメーターを異にして使用するもの 3. 興行、その他臨時用として使用するもの				官公署等(甲)	基本料金	50m ³ まで	11,300円		従量料金	50m ³ を超える分	200円/m ³	※官公署、学校、農協等、その他				官公署等(乙)	基本料金	5m ³ まで	1,100円		従量料金	5m ³ を超える分	200円/m ³	※公民館分館、集会所、その他				プール用			210円/m ³	※プール用水に使用するもの				消火栓及び消火用給水栓	1栓10分間以内		2,350円	※貯水池等の清掃及び、消防演習用を使用するもの				消防ポンプ車	年間10m ³ まで		3,000円		10m ³ を超える分		210円/m ³	※消防ポンプ車等、洗車用を使用するもの				※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。				<p>(1) 各事業の経営状況の財政的均衡を図るため、当分の間現行使用料を適用した不均一料金とする。</p> <p>(2) 統一する水道使用料は、酒田市の例を基本とする。</p>
基本料金	13mm		1,200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	20mm		1,900円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
従量料金	10m ³ までの分		60円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	10m ³ を超え30m ³ までの分		160円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	60m ³ を超える分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
基本料金	25mm		3,300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	40mm		7,400円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
従量料金	30m ³ までの分		210円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	60m ³ を超える分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
基本料金	50mm		13,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	75mm		36,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	100mm		70,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
従量料金			300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
臨時用			350円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
プール用			200円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※公共施設として設置された水泳場を使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
湯屋用	200m ³ まで		20,000円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	200m ³ を超える分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※営業の湯屋及び非営業の浴場で大口に消費するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
船舶用			300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※港湾区域内の船舶給水施設により船舶用として給水するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
基本料金	13mm	10m ³ まで	1,800円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	20mm	10m ³ まで	2,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
従量料金	10m ³ を超え30m ³ までの分		180円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	60m ³ を超える分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
基本料金	25mm		3,300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	30mm		4,900円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	40mm		7,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	50mm		12,600円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	75mm		33,700円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	100mm		66,200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
従量料金	30m ³ までの分		180円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	30m ³ を超え60m ³ までの分		250円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	60m ³ を超える分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
臨時用			390円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
プール用			180円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※公共施設として設置された水泳場を使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
私設消火栓(演習用)	1栓5分間につき		1,800円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
基本料金	13mm	8m ³ まで	2,240円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	20mm	8m ³ まで	2,540円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
従量料金	8m ³ を超え30m ³ までの分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	30m ³ を超え60m ³ までの分		320円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	60m ³ を超える分		350円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
基本料金	25mm	15m ³ まで	5,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	30mm	15m ³ まで	6,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	40mm	15m ³ まで	10,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	50mm	15m ³ まで	14,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	75mm	15m ³ まで	33,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
従量料金	15m ³ を超え30m ³ までの分		300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	30m ³ を超え60m ³ までの分		320円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	60m ³ を超える分		350円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
臨時用			350円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
プール用			300円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
家用水	基本料金	10m ³ まで	2,200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	従量料金	10m ³ を超える分	200円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※一般家用水に使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
特別用水	基本料金	20m ³ まで	4,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	従量料金	20m ³ を超える分	200円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※1. 工場用、工所用、各種営業用、庭園等娯楽用として毎月50m ³ 以上使用するもの 2. 畜舎等としてメーターを異にして使用するもの 3. 興行、その他臨時用として使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
官公署等(甲)	基本料金	50m ³ まで	11,300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	従量料金	50m ³ を超える分	200円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※官公署、学校、農協等、その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
官公署等(乙)	基本料金	5m ³ まで	1,100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	従量料金	5m ³ を超える分	200円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※公民館分館、集会所、その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
プール用			210円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※プール用水に使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
消火栓及び消火用給水栓	1栓10分間以内		2,350円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※貯水池等の清掃及び、消防演習用を使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
消防ポンプ車	年間10m ³ まで		3,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	10m ³ を超える分		210円/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
※消防ポンプ車等、洗車用を使用するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
※使用料は、基本料金と、従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目24－(13)	水道関係事業の取扱いについて
-------------	----------------

調整方針（案）	(3) 加入金は、現行のとおりとし、5年を目途に統一する。
---------	-------------------------------

所管部会・分科会	建設部会・上水道分科会
----------	-------------

加入金

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																		
酒田上水道	八幡簡易水道	松山上水道	平田上水道																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>65,000 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>170,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>530,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>920,000 円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,500,000 円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>4,900,000 円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>13,600,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>・口径増加工事の場合は、新口径と旧口径の差額とする。 ・150mmを超える場合は、管理者が別に定める。 ・加入金は、上記金額に100分の105を乗じて得た額とする。</p>	口径	金額	13mm	50,000 円	20mm	65,000 円	25mm	170,000 円	40mm	530,000 円	50mm	920,000 円	75mm	2,500,000 円	100mm	4,900,000 円	150mm	13,600,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>65,000 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>170,000 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>370,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>530,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>920,000 円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,500,000 円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>4,900,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>・口径増加工事の場合は、新口径と旧口径の差額とする。 ・100mmを超える場合は、町長が別に定める。 ・加入金は、上記金額に100分の105を乗じて得た額とする。</p>	口径	金額	13mm	50,000 円	20mm	65,000 円	25mm	170,000 円	30mm	370,000 円	40mm	530,000 円	50mm	920,000 円	75mm	2,500,000 円	100mm	4,900,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>40,000 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>60,000 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>170,000 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>240,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>470,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>700,000 円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,760,000 円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>— 円</td></tr> </tbody> </table> <p>・口径増加工事の場合は、新口径と旧口径の差額とする。 ・加入金は、上記金額に100分の105を乗じて得た額とする。</p>	口径	金額	13mm	40,000 円	20mm	60,000 円	25mm	170,000 円	30mm	240,000 円	40mm	470,000 円	50mm	700,000 円	75mm	1,760,000 円	100mm	— 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>25mmまで</td><td>47,250 円</td></tr> <tr><td>40mmまで</td><td>105,000 円</td></tr> <tr><td>50mmまで</td><td>157,500 円</td></tr> <tr><td>75mmまで</td><td>210,000 円</td></tr> <tr><td>100mmまで</td><td>315,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>・口径増加工事の場合は、新口径と旧口径の差額とする。</p>	口径	金額	25mmまで	47,250 円	40mmまで	105,000 円	50mmまで	157,500 円	75mmまで	210,000 円	100mmまで	315,000 円	<p>(1) 統一する加入金は、酒田市の例を基本とする。</p>
口径	金額																																																																					
13mm	50,000 円																																																																					
20mm	65,000 円																																																																					
25mm	170,000 円																																																																					
40mm	530,000 円																																																																					
50mm	920,000 円																																																																					
75mm	2,500,000 円																																																																					
100mm	4,900,000 円																																																																					
150mm	13,600,000 円																																																																					
口径	金額																																																																					
13mm	50,000 円																																																																					
20mm	65,000 円																																																																					
25mm	170,000 円																																																																					
30mm	370,000 円																																																																					
40mm	530,000 円																																																																					
50mm	920,000 円																																																																					
75mm	2,500,000 円																																																																					
100mm	4,900,000 円																																																																					
口径	金額																																																																					
13mm	40,000 円																																																																					
20mm	60,000 円																																																																					
25mm	170,000 円																																																																					
30mm	240,000 円																																																																					
40mm	470,000 円																																																																					
50mm	700,000 円																																																																					
75mm	1,760,000 円																																																																					
100mm	— 円																																																																					
口径	金額																																																																					
25mmまで	47,250 円																																																																					
40mmまで	105,000 円																																																																					
50mmまで	157,500 円																																																																					
75mmまで	210,000 円																																																																					
100mmまで	315,000 円																																																																					

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (13)	水道関係事業の取扱いについて
----------------	----------------

調整方針（案）	(4) 手数料は、酒田市の例を基本として合併時に統一する。
---------	-------------------------------

所管部会・分科会	建設部会・上水道分科会
----------	-------------

手数料

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	酒田上水道	八幡簡易水道	松山上水道	平田上水道	
1. 設計手数料	1工事につき 見積り工事費の100分の3の額に100分の105を乗じて得た額	—	1工事につき 見積り工事費の100分の3の額に100分の105を乗じて得た額	—	(1) 手数料は、酒田市の例を基本として合併時に統一する。
2. 設計審査手数料	新設1件につき 3,000円 増設1件につき 2,000円	1件につき 3,000円	新設1件につき 3,000円 増設1件につき 2,000円	1工事 500円	
3. 給水装置検査手数料 ア 給水装置新設のとき	内径40mm未満 1工事につき 300円 内径40mm以上 1工事につき 2,000円	1件1回につき 400円	1件1回につき 500円	1工事 500円	
イ 給水装置増設、改造、 位置変更のとき	内径40mm未満 1工事につき 200円 内径40mm以上 1工事につき 1,000円				
4. 工事施行調査料(新設のみ)	300円に100分の105を乗じて得た額	—	—	—	
5. 開閉栓手数料	開閉各1回につき 600円に100分の105を乗じて得た額	各開閉1回につき 600円	開閉各1回につき 500円	—	
6. 給水装置工事事業者指定 (登録)手数料	指定 1件につき 3,000円	指定 1件につき 3,000円	登録 1件につき 5,000円	登録 1件につき 5,000円	
7. 証明手数料	各種証明手数料 1件につき 300円	各種証明 1件につき 300円	—	—	
8. 督促手数料	1通につき 50円	税条例を準用(1通につき 100円)	税条例を準用(1通につき 100円)	税条例を準用(1通につき 100円)	